

## 韓国における電子金融法制 「韓国電子金融取引法（案）」と日本法制への示唆

杉浦 宣彦\* ・ 徐 熙錫†

### 要 旨

韓国においては、ここ数年間、超高速情報通信インフラの普及に伴う新しい法的問題に対応すべく、電子取引基本法、電子署名法（以上 1999.2）、情報通信網利用促進および情報保護法（2001.1）、電子商取引消費者保護法（2002.3）などが整備されてきた。最近（2002.10）は、その流れの一環として、金融全般を対象とする横断的ルールとしての性格を有する「電子金融取引法（案）」が立法予告されている。本法律案は、その制定目的として、電子金融取引の法律関係の明確化、利用者の保護、電子金融業の健全な発展を図ることなどを掲げているが（1条）、とりわけ電子マネーにおける非金融機関に対する参入の許容、電子金融取引に利用される各種カード（クレジットカード・電子マネーカード・キャッシュカードなど）の偽造・変造および盗難・紛失などにおける責任分担の明確化、電子金融のアウトソーシングにおける監督当局の監督の仕方、電子債権に関する根拠規定などを置いた点において、その制定の帰趨が注目されている。そこで本稿では、韓国の電子金融および電子金融関連法規の現況を検討し、「電子金融取引法（案）」の制定背景およびその主要内容を紹介することとともに日本法への示唆点を探ることとする。なお、末尾に「電子金融取引法（案）」の試訳も併せて掲載している。

---

\* 金融庁金融研究研修センター研究官

† 一橋大学大学院法学研究科，金融庁金融研究研修センター専門研究員  
なお、本稿は、筆者の個人的な見解であり、金融庁の公式見解ではない。

## 目次

はじめに	3
第1章 電子金融の現況と関連法規	3
第1節 電子金融の現況	3
第2節 電子金融関連法規	5
1. これまでの制度整備の経過	5
2. 金融機関電子金融業務監督規定	6
3. 電子取引関連法規	8
4. 電子金融取引基本約款（銀行）	12
第2章 電子金融取引法（案）の制定	15
第1節 制定の経過	15
第2節 制定の目的	16
第3節 法案の主要内容	18
一. 法的構造・適用範囲	18
二. 電子金融取引の法律関係の明確化	18
三. 電子金融業の健全な発展性の確保	23
四. 電子金融取引の安全性確保および利用者保護	27
第3章 日本法への示唆	29
第1節 日本の電子金融をめぐる法体制	29
第2節 電子金融発展の可能性と韓国法からの示唆	31
おわりに	34
電子金融取引法（案）試訳	36

## はじめに

最近（2002.10）、韓国では「電子金融取引法（案）」が立法予告されている。今回の法律案は、金融全般を対象とする横断的ルールとしての性格を有するものであるが、とりわけ電子マネーにおける非金融機関に対する参入の許容、電子金融取引に利用される各種カード（クレジットカード・電子マネーカード・キャッシュカードなど）の偽造・変造および盗難・紛失などにおける責任分担の明確化、電子金融のアウトソーシングにおける監督当局の監督の仕方、電子債権に関する根拠規定などを置いた点において、その制定の帰趨が注目されているところである。そこで、本稿においては、韓国の電子金融および電子金融関連法規の現況を検討し、電子金融取引法（案）の制定背景およびその主要内容を紹介するとともに日本法への示唆点を探ってみることとする。

## 第1章 電子金融の現況と関連法規

### 第1節 電子金融の現況<sup>1</sup>

韓国における電子金融は、証券取引（brokerage）において初めて本格化され、資金の振替業務を中心に銀行部門が後を継ぎ、次第に保険取引などにまで拡散・発展する様子を見せており、なお、電子商取引の発展に伴い、伝統的な金融機関以外の業者による電子決済サービスも多様に登場している。

オンライン証券取引は、1997年1月証券取引法の改正（同年4月施行）により、電話・電報・ファクス・コンピュータなどの方法による売買取引を受託することができる根拠が設けられ、1997年5月から初めてインターネットを通じた株式の売買取引のサービスが始まり、1999年からその規模が爆発的に成長した。2002年末現在、韓国国内60の証券会社（そのうち外国系は17社）のうち、オンライン取引を行う会社は36社（外国系は無）であり、全体証券（株式、先物、オプション）の取引約定金額（総6,322兆ウォン<sup>2</sup>）のうち、オンライン取引の割合は52.1%を記録している（取引毎にオンライン取引の割合をみると、株式・先物・オプションについて、それぞれ40.5%・55.3%・4.2%である）。

インターネットバンキングは、1987年の企業向け資金振替業務のPCバンキングサービスおよび1991年の消費者向けPCバンキングサービスの開始がその起源であるといえるが、本来の意味のインターネットバンキングは、1997年末の金融危機以後の新規投資の余力があまりない状況のなか、比較的遅れて1999年初めて登場した。しかし、2002年末現在、韓国銀行以外の全ての銀行（21行、そのうち外国系は2行）と郵便局でインターネットバンキングサービスが提供されており、登録顧客の数も計1771万名（うち企業が69万）に

---

<sup>1</sup> 金融監督院・業務参考資料「わが国における電子金融の現況と課題」（2002.12）、韓国銀行・報道資料「2002国内インターネットバンキングサービス利用現況」（2003.1）、同「2002国内電子マネー発給現況」（2003.2）、韓国証券業協会・報道資料「2002オンライン証券取引実績」（2003.2）による。

<sup>2</sup> 1ウォンは、約0.1円である。

のぼり、2000年6月末の123万名に比べ大きく増加している<sup>3</sup>。インターネットバンキングのなかでは、照会が81%、資金の振替・振込が18%位で、二つが全体の大半を占めており、他に貸出しの申込が0.2%（そのうち、貸出しの実行は、1日平均3千件・448億ウォンの水準）位である。4つの銀行サービス領域（窓口、CD・ATM、フォンバンキング、インターネットバンキング）の中で占めるインターネットバンキングの割合は16.0%（業務処理件数基準、都市銀行の場合23.2%）である<sup>4</sup>。

インターネット保険（インターネットを通じた保険販売のこと）は、1998年3月「情報通信などによる保険商品の販売指針」が監督当局により制定され、公式に認められた。もっとも、保険商品はその契約内容の複雑性、契約期間の長期性などにより、まだ他の金融商品に比べ、販売実績は低水準である。2002年6月末現在、国内21個の保険社がインターネットを通して保険商品を販売しているが、その契約締結比率は全体の0.5%位である（損害保険0.6%、生命保険0.3%）。

なお、B2C電子商取引における電子決済手段は、大体、オンライン・クレジットカード決済、銀行口座振替（インターネットバンキング）、前払電子支払手段（電子マネーなど）、携帯電話料金の合算支払方式（フォン・ビル方式）、eメール・バンキングなど新種資金振替方法など、五つに大別することができる。2002年第2四半期中の利用割合は、オンライン・クレジットカードが72.6%、銀行口座振替が23.2%で、二つが大半を占めており、他の決済手段は低水準である。ただ、小額決済におけるフォン・ビル方式の利用が急増しており<sup>6</sup>、また電子マネーの利用も活性化が予想されている<sup>7</sup>。一方、B2B電子決済においては、

---

<sup>3</sup> 人口対比インターネットバンキング利用者の比率は30.8%で、ノルディクス（北欧5ヶ国）の34.2%に続く水準である。なお、インターネット利用者中インターネットバンキング利用者の比率は54.9%で世界最高水準である。

<sup>4</sup> 他に、窓口40.0%（都市銀行29%）、CD・ATM30.3%（同32.9%）、フォンバンキング13.7%（同14.9%）の割合。

<sup>5</sup> 相手方の口座番号を知らない場合でも、相手方の電子メール（eメール）アドレスを入力することで、資金の振替が可能なサービス。例えば、資金送金の場合、サービスの提供事業者のサイトにログインして送金額と出金口座などを指定し相手方のeメール・アドレスを入力すると、相手方が送金メールを確認し、メールの案内に従い事業者のサイトにログインして入金口座を入力することで、資金の振替が可能になる。資金請求の場合は、請求メッセージを送送すると、相手方がこれを確認したあと、出金口座を入力するしくみ。多数の人から小額の資金を請求または募金するとき便利であり、利用される口座の種類により仮想口座方式（あらかじめ一定金額を充填しておいて、その限度内で利用）と実口座方式の2つに分けられる。銀行系（2社）および非金融系事業者（3社）が大体2000年末ごろから営業中。電子メールの代わりに携帯電話番号を利用する場合も基本的には同じしくみである（「モバイル振替」、25頁の表参照）。

<sup>6</sup> フォン・ビル方式とは、商品など代金決済のために携帯電話番号を入力し、代金は後で携帯電話の利用料金と合算して請求する統合課金方式のことである。利用が便利のため、インターネット上の小額決済（デジタルコンテンツの利用など）の80%以上を占めているとされる（金融監督院・電子金融監督情報2002-3号「モバイル支払決済サービスの現況および示唆」（2002.4））。

<sup>7</sup> 現在韓国には5種類（K-CASH、Mondex、VisaCASH、MYBi、A-CASH）のICカード型の電子マネー（「与信専門金融業法」上「前払カード」）が発行されており、発行機関は18機関（銀行13、クレジットカード社5）である。「電子マネー」の利用は、交通手段の料金決済など小額決済が大半で、電子マネーの発行および利用規模が最近増加しているものの、全体規模は微々たる水準である（2002年末現在、発行枚数は350万枚、発行残高31億ウォン、1日平均利用件数12月中約40万件位）。もっとも、2002年暮れからMS&Magnetic Stripe）キャッシュカードの偽造事件が全国の地域農協などで相次いで発生したことをうけ、2008年（銀

「企業購買資金貸出」と「電子方式による売掛債権担保貸出」とが中心になって発達している。前者は、2000年5月に手形制度の改善の一環として導入されたものであって、納品業者が納入完了後、インターネットを通して購買業者の取引銀行（支払銀行）に「販売代金取立依頼書」を伝送すると、支払銀行が購買業者に信用を提供することにより販売代金に回す方式である。2002年6月末現在の利用残高額は、約11兆ウォンであり、金融機関の中小企業向けの商業手形の割引残高の77%の水準を示している。「電子方式による売掛債権担保貸出」は、納品業者が購買企業から手形の代わりに受け取った「電子売掛債権」を担保として銀行に提供して貸出を受け現金化する方式である。2001年2月個別銀行別に開発・導入され始め、2002年3月からは、韓国銀行と金融決済院<sup>8</sup>を中心に開発した銀行圏共同の電子売掛債権決済システムが導入されており、B2B電子決済の根幹として発展するだろうと予想されている。2002年6月末現在、中小企業向け商業手形割引残高の16.3%の水準で利用されている（約2兆3千億ウォン）。

## 第2節 関連法規の現況

### 1. これまでの制度整備の経緯

電子金融の「安全性」の確保の重要性が監督当局により認識され、制度的なレベルで本格的に論じられ始めたのは、2000年の1月に「IT部門経営実態評価制度」が施行されてからだといえる。この制度はIT部門の検査強化の一環として、アメリカの銀行監督当局によるIT部門の内部統制およびリスク管理水準に対する等級（5段階）評価制度をモデルにして導入されたものである。その主要内容は、金融機関のIT部門を電算監査（Audit）、電算経営（Management）、システムおよびプログラミング（Systems and Programming）、コンピュータ運営（Operations）の四つの対象部門に分けて評価し、その結果は一般分野の経営実態評価に反映するとのことである。その後、この制度は、電子金融における監督・検査のため根拠規定として設けられた「金融機関電子金融業務監督規定」の内容として編入された。同規定は、電子金融業務とその基盤になる情報技術（IT）部門の安全性の確保、電子金融取引における利用者保護および情報技術（IT）部門の事故報告などを主要内容とするものであり、2001年4月から施行されている。

一方、電子金融「取引」の法制度面における整備は、金融監督委員会と金融監督院共同の「電子金融取引タスクフォース」による「電子金融取引活性化対策、推進実績および推進計画」（2000.6）により公式に論じられ始めた。その内容は、電子金融の監督および検査

---

行は2005年)までキャッシュカードおよびクレジットカードの全面ICカード化計画が出されており(金融監督院報道資料2003.4)電子マネーの普及が大いに活性化するだろうと予想される。

<sup>8</sup> 1986年に「全国手形交換管理所」と「銀行giro管理所」が統合して、支払決済の仲介センター(clearing center)として発足(社団法人)。手形交換およびgiro業務以外に、CD共同網・ARS共同網など金融共同網の構築・運営に関する業務の重要性が大きくなっている。最近は「電子署名法」上の「公認認証機関」として指定され、電子署名の公認認証業務を行い、さらに、電子マネーであるK-Cashの仲介センター(資金精算の内訳が集まり、顧客および加盟店の取引銀行に対し取引内訳が通知される。なお、韓国銀行に対し資金精算を依頼する)としての業務も行っている。

方法を含め電子金融取引業の参入基準の設定などを今後の課題として盛り込んだ包括的なものであるが、とりわけ電子金融取引の標準約款の普及および基本法の制定などがうたわれており、以後銀行の「電子金融取引基本約款」(標準約款)の普及および「電子金融取引法(案)」の制定の基盤になっている。なお、電子金融取引そのものを規律する法律ではないが、電子取引一般を規律するものとして、すでに「電子取引基本法」(1999.2.8)と「電子署名法」(1999.2.5)が制定されており、「電子文書」の効力および「電子署名」による取引の安全性が法的に保証されている。また、電子商取引における消費者保護を図るために「電子商取引消費者保護法」(2002.3.30)が制定されている。

以上のような制度整備の経緯を踏まえ、以下においては、現在韓国の電子金融を規律する法規として、まず監督当局による監督・検査の際根拠になる「金融機関電子金融業務監督規定」の内容に触れ、そのあと、電子取引一般に関する法律として「電子取引基本法」、「電子署名法」、「電子商取引消費者保護法」の電子金融取引への適用如何およびその内容を簡単に考察し、さらに銀行の「電子金融取引基本約款」の主要内容を検討してみることにする。

## 2. 金融機関電子金融業務監督規定

「金融機関電子金融業務監督規定」(金融監督委員会公告第 2000 117 号、2000.12.29)は、「金融機関が営む電子金融業務とその基盤になる情報技術(IT)部門<sup>9</sup>の安全性および健全性の確保、電子金融取引の利用者保護等のために、必要な事項を定めること」を目的として(1条)制定された。同規定の制定は、「BIS 電子金融リスク管理準則」を参考にして、「電子取引基本法」上の電子取引の安全性確保および消費者保護に関する政府の責務規定(3章)および個別金融業法(銀行法・証券取引法・保険業法など)上の経営指導基準および内部統制基準の設定規定ならびに消費者保護関連規定を包括的根拠にしているとされる(金融監督院『金融機関電子金融業務監督規定解説』2001.10)。

同規定は、大きく、「情報技術(IT)部門および電子金融業務の安全性の確保」、「情報技術部門に対する実態評価」、「電子金融取引の利用者保護」、「情報技術部門の事故報告」で構成されており(計10条文)、同規定には計25条文からなる施行細則(以下「施行細則」)が別途制定されている。以下、各々の内容につき、簡単に触れることにする。

### (1) 電子金融業務および情報技術部門の安全性の確保

金融機関は、電子金融業務等の機密性(confidentiality)、完全性(integrity)、安全性(security)および可用性(availability)に関する事項、電子金融業務等の内部統制に関する事項、電子金融業務等と関連して提携または外部委託(電子金融業務等の

---

<sup>9</sup> 「電子金融業務」とは、金融機関が電子的手段を通じて金融商品およびサービスを提供する業務をいい、また、「情報技術部門」とは、コンピュータ等情報処理能力をもつ装置を利用して情報を収集・加工・貯蔵・検索・送信または受信を行う金融機関の業務、人力、施設および組織を指す(2条)。

運営と直接的に関連した場合に限る)をする場合、その契約条件等に関する事項、などに関して電子金融業務およびその基盤になる情報技術部門(以下「電子金融業務等」)に対する内部安全対策基準を設定・運用しなければならない(4条1項)。この場合、金融監督院長は、前記の事項につき、金融機関が遵守すべき最小限の基準・手続を提示することができ(2項)、実際その具体的な内容は、「施行細則」で定められている。

とりわけ、金融機関は、前記外部委託と関連して、金融情報の完全性の維持および情報流出の防止、当該業者の倒産等による業務中断時における非常対策の確立、当該業者の業務遂行に対する内部統制の強化等のために適切な措置をとらなければならないとされる(4項)。

### (2) 情報技術部門に対する実態評価

金融監督院長は、金融機関の情報技術部門に対する運営実態を点検・評価して同部門の健全性如何を監督しなければならない(5条1項)。このための制度が「金融機関のIT部門実態評価制度」であり、評価の結果は一般部門の経営実態評価などに反映することができる(2項)。評価の方法は、検査基準日現在における評価対象機関の情報技術部門の実態を、前記のとおり、監査業務(Audit)など4つの対象部門別に評価し、部門別評価結果を勘案して総合評価する(細部規則24条)。評価等級は1~5等級に区分される(3項)。

### (3) 電子金融取引の利用者保護

金融機関の利用者保護に関連しては、取引内訳等の確認、取引記録・資料の保存および提供等、電子金融取引条件の公示、誤謬訂正に関する規定(6条~9条)がある。

金融機関は、利用者がその取引内訳等(取引口座の名称または番号(保険契約の場合には、保険証券番号)、取引種類(保険契約の場合には、保険契約の種類)および金額、取引日時、電子的手段の種類(CD/ATMの場合、管理営業店を含む)、金融機関が取引の代価として受け取った手数料、利用者が取引と関連した問い合わせまたは誤謬発生的事实を通知することができる金融機関内受付窓口の住所(電子メール・アドレスがある場合、これを含む)および電話番号など)を、該当電子的手段を通じて容易に確認することができるようにしなければならない(取引内訳等の確認、6条)。

金融機関は、前記の取引内訳等を含めて電子金融取引による取引記録・資料を「商法」第33条(商業帳簿等の保存)<sup>10</sup>および「電子取引基本法」第5条(電子文書の保管)<sup>11</sup>の規定を準用して保存し、利用者が閲覧を要請する場合一定の期日内にこれに応じなければならない(取引記録・資料の保存および提供など、7条)。

金融機関は、利用者と電子金融取引を開始する以前に、電子金融取引条件を該当電子的手段(該当電子的手段に公示することが難しい場合には、利用者が接近しやすい手段であって、当該金融機関が指定する代替手段)を通じて利用者が分かりやすい表現で正確に公示しなければならない。当該取引条件を変更する場合においても同じである(電子金融

<sup>10</sup> 商業帳簿・営業に関する重要種類は10年、伝票などは5年

<sup>11</sup> 後述3(1)イ参照

取引条件の公示、8条）。

金融機関は、利用者の誤謬<sup>12</sup>訂正要請の要件および手続き、誤謬に対する調査・訂正・結果通知の要件および手続き、誤謬による損失に対する補償基準などを含めた誤謬訂正の手続きを定め、これを利用者に告知しなければならない。この場合、上記損失補償基準が利用者保護に不十分であると判断されると、金融監督院長は是正を勧告することができる（誤謬訂正、9条）。

#### （4）情報技術部門の事故報告

金融機関は、情報技術部門と関連する重大な事故が発生した場合には、遅滞なく金融監督院長に報告しなければならない。重大な事故には、電算機器または通信回線等の障害により30分以上電算業務が中断した場合、電算資料またはプログラムの操作と関連する金融事故が発生した場合、ハッキング、ウィルス等により重要サーバーの稼働が中断した場合、認可されていない使用者がファイアー・ウォール等を通して内部ネットワークに侵入した場合、電算機械室または電算網が無断侵入された場合、電算保安システムが損壊した場合などが該当する（10条）。また、金融機関は、情報技術部門の事故予防のため、施行細則に規定された事項を含め情報技術部門事故予防対策を自ら樹立・運用しなければならない。なお金融監督院長は、金融機関情報システムの安定的運営およびハッキング・ウィルスによる被害防止等のため、金融機関別に非常連絡担当者を指定することができる（施行細則25条）。

### 3．電子取引関連法規

#### （1）「電子取引基本法」と「電子署名法」

「電子取引基本法」は、電子文書による取引の法的効力を明確にし、電子取引の促進のための政府の責務などを規定することを目的に、「UNCITRAL 電子商取引モデル法」を参考に1999.2 制定された<sup>13</sup>。「電子署名法」は、電子署名に関する基本的な事項を定めることにより、電子文書の安全性と信頼性を確保するために、「電子取引基本法」とほぼ同じ時期に制定され、同日（1999.7.1）に施行されている<sup>14</sup>。

「電子取引基本法」は、「電子取引」につき「商品またはサービスの取引において、その全部または一部が電子文書によって処理される取引」と定義し、「電子文書」については、

---

<sup>12</sup> 「誤謬」とは、利用者による電子金融取引の指示が、該当金融機関の帰責事由により指示通り履行されない場合をいう（2条）。

<sup>13</sup> 韓国の「電子取引基本法」（改正前）を紹介する邦語の文献としては、円谷峻・中川敏宏「韓国における電子取引関連法 1999年電子取引基本法を中心に」横浜国際社会科学研究所第6巻第3号（2001.9）295～314頁が詳しい。その他には、池元林・金文淑（訳）「韓国における電子取引基本法の施行と契約法理論の変容」ノモス（関西大学法学研究所）11巻（2000.12）109～118頁など

<sup>14</sup> 「電子取引基本法」と「電子署名法」は、制定後それぞれ1回ずつ改正されている。注目すべき変化は、「電子署名法」の場合、公開キー暗号化方式（PKI）を前提にする規定から、技術的中立性を認める方向で改正が行われた（2001.12.31）点である。なお、電子署名の効力につき、後述のような整備が行われている。



「情報処理システム（情報処理能力をもつ電子的装置または体系）により電子的形態で作成、送信・受信または貯蔵された情報」をいうとする（2条）。この定義規定から、「電子取引」とは、簡単に言えば、「電子文書」により処理される取引のことであることがわかる。

ところで、同法は他の法律に特別な規定がある場合を除き、すべての「電子取引」に適用される（3条）から、「電子金融取引」が「電子取引」の概念に包摂されるかが、まず問題になる。電子金融取引が「電子取引」にあたるかどうかは、電子金融取引の定義または範囲および商品またはサービスの定義にもよるが、証券・保険・銀行などの「金融商品」または「金融サービス」（資金の口座振替など）を「商品」または「サービス」として捉えることができるならば、その取引が電子文書により処理されることになると「電子取引」として認められることになろう<sup>15</sup>。しかし、電子金融取引が電子取引に該当するかどうかの解釈上の問題、つまり「電子取引基本法」の適用を受けるかどうかの問題は、電子金融取引の私法上の効力を論じる限りにおいては、事実上あまり意味を有しない。「電子取引基本法」は、「電子取引」を「電子文書」により処理される取引として概念規定したうえ、「電子取引」の私法上の効力に関しては、「電子文書」に関する規定のみを設けており、他に「電子取引」の促進、安全性および消費者保護などの行政目的に関する事項（政府の責務など）を規定する仕組みをとっているからである。したがって、電子金融取引の私法上の効力に関して適用されうる「電子取引基本法」上の規定は、「電子文書」に関する規定のみになっているわけである。

「電子取引基本法」は、第2章電子文書において、電子文書の効力、保管、送受信時期および場所、電子文書による意思表示の帰属、受信確認、受信した電子文書の独立性などにつき規定する。そのうち、電子文書の効力および保管に関する規定を除いては任意規定である（10条）。そこで、以下においては、電子文書の私法的な効力に関する強行規定を中心に簡単に触れたあと、電子署名につき敷衍する。

#### イ．電子文書の効力および保管

「電子文書は、他の法律に特別な規定がある場合を除き、電子的形態でなされているという理由で文書としての効力が否認されない」（4条）。したがって、電子文書による金融取引も、他の法律に効力に関する特別規定がない限り、その効力が認められることになる。

また、電子文書は、次の各要件を備えた場合には、その電子文書の保管をもって関係法令の定める文書の保管に代えることができる。その内容を閲覧することができること、

電子文書が作成および送・受信されたときの形態またはそれと同じように再現されうる形態で保存されていること、電子文書の作成者、受信者および送信・受信日時に関する

---

<sup>15</sup> なお、商品またはサービスの取引において、その決済が電子文書により行われる場合（電子決済）については、「電子取引基本法」の定義上、電子決済（履行過程）を含めその商品などの取引全体が「電子取引」として認められることはともかく、電子決済自体はその「電子取引」に付随する、またはその取引の全履行過程の一部としての意味しかもっておらず、「電子取引」には該当しないことになると解釈する立場と、商品またはサービスの取引に付随する取引も「電子取引」に該当するとして、「電子決済取引」も「電子取引」に該当するとする立場とがある。

事項が含まれている場合には、その部分が保存されていること（5条1項）。なお、電子文書の送信または受信のみのために必要な部分についてはこれを電子文書としてみなさないことができる（5条2項）。この規定は、銀行の電子金融取引において、取引の記録を5年間維持・保存することを銀行側に求めている「電子金融取引基本約款」（19条）の内容に関するものであり、取引記録の保存方法として適用されることになる。

#### ロ．電子署名

「電子署名法」によると、「電子署名」は、「署名者を確認し署名者が当該電子文書に署名したことを表すのに利用するために、当該電子文書に添付または論理的に結合された電子的形態の情報」をいい（2条）「当事者間の約定による署名、署名捺印または記名捺印としての効力を持つ」とされる（3条3項）。もっとも、「電子署名」を「公認認証機関」<sup>16</sup>が認証した場合（「公認電子署名」）には、「法令で定めた署名、署名捺印または記名捺印の要件を満たしているもの」とみなされ、なお、当該電子署名による電子文書の成立および内容上の真正性が推定されることになる（3条1・2項）。公認電子署名のこのような効力に後押しされ、金融監督当局により公認電子署名の使用が強く勧告されており<sup>17</sup>、ネット証券取引の場合、2003年3月から、インターネットバンキングの場合は、同年5月からの使用が事実上強制されている（後述）。

#### （2）「電子商取引消費者保護法」<sup>18</sup>

本法は、既存の「訪問販売法」上の「通信販売」に関する規定を訪問販売法から分離し、「訪問販売法」では規制が難しかった領域（電子決済、デジタル商品のオンライン配送、インターネット競売など）をもその守備範囲として視野に入れて立法したものであり、電子商取引事業者に対する契約締結における情報開示規制、クーリング・オフ、通信販売業（電子商取引含）の届出制などがその主要内容を成している。電子金融取引に関連しては、「電子決済」に関する規定（8条）が重要な法源になる。

本法は「電子決済」につき、電子文書の形態で行われる代金決済であって、対面して本人如何を確認した場合は除かれるとする（施行令7条）。また、電子決済手段の発行者、電子決済サービス<sup>19</sup>の提供者および電子決済手段による電子決済サービスの履行を補助または仲介する者を「電子決済業者等」と規定し、それには次の者が含まれるとする（施行令8条）。「銀行法」などによる金融機関、「与信専門金融業法」によるクレジット

<sup>16</sup> 情報通信部長官により指定される認証機関。その指定要件などは法定されている（電子署名法4条）。

<sup>17</sup> 金融監督院報道資料「金融分野における公認電子署名の使用拡大方案」（2002.7）

<sup>18</sup> 正式名は「電子商取引等における消費者保護に関する法律」（2002.3.30制定、同年7.1施行）。同法を紹介する邦語の文献としては、孟守錫「韓国における電子商取引と消費者保護の進展 - 2002年電子商取引消費者保護法を中心として - 」ジュリスト1236号（2002.12）、徐熙錫「韓国における消費者法の発展と課題」国民生活研究42巻4号（2003.3）がある。

<sup>19</sup> 「電子決済」とは、商品またはサービスの取引において、その決済が電子文書により行われる場合を指すといえるが、電子決済「サービス」という表現は、取引の対象としての「サービス」とは意味合いが違ふと思われる。「電子決済」を利用することができる「サービス」という意味（世間の意味）で使われているとみれば足りるだろう。

カード業者、 電子的媒体または情報処理システムに貨幣価値またはそれに相応する価値を記録・貯蔵しておいて、財貨などの購買のとき支払う決済手段の発行者、 有無線の電気通信端末機による決済サービス事業者<sup>20</sup>、 「情報通信網利用促進および情報保護等に関する法律」による情報通信サービス提供者<sup>21</sup>、 電子決済代行または仲介サービス事業者<sup>22</sup>。

本法は、以上のような概念規定のもと、電子商取引事業者と電子決済業者等が電子決済の方法を利用するときに遵守すべき事項を規定しており、その内容は次のようなものである。 関連情報の保安維持に必要な措置をとること（8条1項）。 消費者の入力した情報が消費者の真正な意思表示によるものであるか否かを確認するに当り、注意を尽くすこと（8条2項）。 電子決済が行われた場合、電子文書の送信などの方法（電話、ファクスまたは携帯電話文字メッセージ送信などを含む。施行規則5条）により、消費者にその事実を通知し、いつでも消費者が電子決済と関連する資料を閲覧することができるようにすること（8条3項）。

一方、多数のサイバーモールで使用される決済手段（電子決済に利用される決済手段のうち、3個以上のサイバーモールで使用される決済手段であって、消費者がこれを利用した取引代金の支払に先立って購入・利用に対する代価を支払う形式の決済手段。施行令9条）の発行者には、以上の規定以外に財務状態の悪化による消費者被害発生の恐れから特別規定が追加されている。すなわち、当該決済手段の信頼度の確認に関連する事項（財務構造など）、残額の現金換金と関連する事項、当該決済手段を使用できるサイバーモールの現況、使用上の制限及びその他の注意事項などを自分のウェブサイトの初期画面に表示または告知する義務（8条4項）及び、保険業法による保険契約または消費者被害補償金の支払を確保するための金融機関との債務支払保証契約のいずれか（「消費者被害補償保険契約」）を締結する義務を負う（24条1項）。消費者被害補償保険契約の契約金額は、電子決済手段の発行者が発行する商法上債権有効期間内にある発行残高の100分の10以内の金額水準でなければならない（施行令28条2項）。消費者被害補償保険契約を締結した事業者は、その事実を表す標識を使用することができる（24条5項）。

以上の規定のほか、本法は、電子商取引事業者と消費者との間に電子決済と関連して争いがある場合に電子決済業者等は、代金支払の関連情報の閲覧を許容するなど、紛争解決に必要な範囲内において遅滞なく協力しなければならないとする<sup>23</sup>（8条5項）。

---

<sup>20</sup> 携帯電話決済サービス・ARS有線決済サービス事業者が考えられる。

<sup>21</sup> 「情報通信サービス提供者」とは、電気通信事業法による電気通信事業者と、営利を目的に電気通信事業者の電気通信役務を利用して情報を提供し、または情報の提供を媒介する者をいう。

<sup>22</sup> いわば、ペイメント・ゲートウェイ（PG）が考えられる。PGとは、一定の手数料を受け取り、クレジットカードの照会と代金決済を代行する業者であって、「与信専門金融業法」2条5号による「決済代行業者」のこと。同法は「決済代行業者」を「クレジットカード加盟店」の一類型として法規範内に編入している（2002.7.1施行）。

<sup>23</sup> 事業者または消費者が要請する場合、電子決済業者等が協力すべき事項は、次のとおりである（施行令第10条）。

1.紛争の原因となった代金支払に関連する情報（顧客認証関連情報を含む）の閲覧・複写の許容

電子決済に関する規定（8条1項および3項～5項、24条1項）に違反した場合には、是正措置や営業停止命令または課徴金賦課の対象になり（32条、34条）、それに応じない場合には、刑事罰の対象にもなる（40条、41条）。

#### 4．電子金融取引基本約款（銀行）

全国銀行連合会の「電子金融取引基本約款」（標準約款）が、監督当局の承認（2001.6）および公正取引委員会の標準約款の審査・承認<sup>24</sup>を受けて（2001.10）、同年12月1日から同連合会所属のすべての銀行（21行）で適用されることになっている。同約款の公表に際しては、今までの銀行の電子金融関連約款が事故発生時の立証責任の帰属、リスク負担などの点につき消費者保護に問題があるとする公取委の立場と、それに反発する銀行側の立場が異なり、難航が続いてきたが、結局いくつかの点で妥協が行われ、公取委の最終的な承認を得た経緯がある。一方、銀行以外の金融分野における標準約款についても、銀行の例を参考に標準約款の制定作業が推進されているが、まだ目に見える成果はない（金融監督院報道資料「銀行以外の金融圏における電子金融取引標準約款などの導入推進」（2001.7.））。以下、「電子金融取引基本約款」の主要内容につき、簡単に触れることにする。

##### （1）電子金融取引の概念および約款の適用

「電子金融取引基本約款」（以下「基本約款」という）が適用される「電子金融取引」とは、「銀行が電子的手段を通じて提供する、照会、入金（振込）・出金（引落）口座振替などを顧客が直接利用する取引」をいい、「電子的手段」とは、「現金自動支払機（CD）、現金自動預け払い機（ATM）、コンピュータ、電話機、デビットカード取引端末、その他の電子的装置」をいう（2条）。「基本約款」は、電子的手段を利用した取引を電子金融取引としているわけであるが、実務においては、利用者と銀行との通信手段の種類により、フォンバンキング<sup>25</sup>（電話機、携帯電話）、インターネットバンキング（コンピュータ、携帯電話、PDA等）などの用語も広く使われている。

電子金融取引に関して、顧客と銀行との間に個別的に合意した事項を除いては、共通ル

---

2. 紛争の原因となった代金支払に対する電子決済業者等の保安維持措置関連情報の閲覧・複写の許容。但し、公開の場合、保安維持に障害が発生する恐れのある情報に対しては、公開を拒否することができる。

<sup>24</sup> 公取委の標準約款審査制度（「約款規制法」第19条の2） 事業者及び事業者団体は、健全な取引秩序を確立し、不公正な内容の約款が通用することを防止するために、一定の取引分野で標準となる約款（「標準約款」）を定めることができる。事業者及び事業者団体は、公正取引委員会に第1項の標準約款の内容がこの法律に違反しているか否かに関する審査を請求することができる。<本条新設92・12・8>

公取委の標準約款審査制度は、韓国の約款規制制度の特徴の一つである。裁判所による約款審査制度（「具体的約款審査」）以外に行政機関である公取委による約款審査制度（「抽象的約款審査」）を設けている韓国において、標準約款の公取委による承認は、その約款内容の公正性が一応保障されることを意味する（韓国の約款規制制度に関する最近の動向については、徐・前掲注18・7頁以下参照）。

<sup>25</sup> フォンバンキングは有線電話を利用して銀行の自動応答システム（ARS: Automatic Response System）に従い資金の振替などを行うことをいうのが普通であるが、同じことは携帯電話を利用することでも可能である。しかし、携帯電話の無線インターネット網を利用して銀行のホームページでバンキングをすることになると、「インターネットバンキング」の一種になる。この場合を特に、「モバイルバンキング」ともいう。

ールとして「基本約款」が適用されるが、「基本約款」で定められていない事項は、銀行別に定める「個別約款」の定めるところによる。「基本約款」と「個別約款」で定めていない事項については、関係法令、「銀行受信取引約款」および「銀行与信取引約款」を適用する（以上 26 条）。

### （ 2 ）電子金融取引利用契約の締結

顧客が個別的な電子金融取引をしようとする場合には、事前に銀行と別途の利用契約（以下「利用契約」ともいう）を締結しなければならない（4 条）。実務的には銀行に対し、「電子金融（サービス）利用申込書」を提出することによって契約が締結されることになる。ただし、預金の入金・出金の内訳および残高などの単純照会、CD・ATM による取引などは「利用契約」がなくても利用または取引ができる（4 条但書）。利用契約の締結時、顧客は銀行が定めた最高限度内において口座振替・振込の 1 日および 1 回利用限度を設定し（6 条）。また、暗証番号を電子的手段により直接届出の場合には、「利用契約」締結日を含め 3 営業日以内に届出なければならないとされる（7 条）。

ところで、個別的な電子金融取引における本人確認の方法としては、実務的に暗証番号以外に「公認電子署名」の使用が監督当局により強く勧告され（前掲注 15）銀行の場合、2003 年 5 月から「公認認証書」のみが使用されることになっている。したがって、顧客が銀行と電子金融取引の利用契約を締結するときは、電子署名の公認認証機関から公認認証書を発給され<sup>26</sup>、認証書の暗号などを届け出る必要がある。

### （ 3 ）個別取引の成立および完了

電子金融取引利用契約を締結後、顧客が個別的な電子金融取引の処理を依頼（「取引指示」）した場合、その処理の完了までの時間的な流れは大体次のとおりである（口座振替の場合）。顧客の取引指示 銀行の顧客確認（「アクセス手段」<sup>27</sup>の本人一致如何の確認） 出金口座原簿に出金記録（取引の成立：8 条） 受取人の入金口座原簿に入金記録（取引の完了：11 条）。

個別取引をめぐる規定の特徴は、取引の成立と完了が区分されており、取引の成立までは取引指示を取消（撤回）または変更することができる点にある（13 条 1 項）。しかし、電子的手段を利用した普通の口座振替においては、取引指示と銀行の顧客確認および出金記録までの過程が電子的にほぼ同時に行われるのが普通であるから、顧客が一度行った取引指示を取消または変更することは、実際は難しいことになる。ここで、入力誤謬（操作ミス）による顧客の被害を防止する必要性が提起されるが、この点につき「電子商取引消費者保護法」は、消費者の申込に先立って、その内容の確認及び訂正に必要な手続（「注文確認プロセス」）を設ける義務を事業者に対し負わせる（第 7 条）ことによって対応している

<sup>26</sup> 実務的には、銀行が公認認証機関の認証書の発給業務を代行することができ、顧客は「利用契約」の締結の際、同時に公認認証書の発給も申請し、該当銀行の HP を通じて認証書を発給されることになっている（現に発給手数料は無料）。

<sup>27</sup> 「アクセス手段」とは、電子金融取引の方式を通じて取引指示をするに必要な、カード、認証書、暗証番号、利用者番号等をいう（標準約款 2 条）。

<sup>28</sup>（違反時は、行政罰 刑事罰。電子金融取引にも適用）。一方、「予約による口座振替」（口座振替が将来の特定日に行われるよう、顧客が予め取引指示し、銀行がこれを該当日に処理すること）は、銀行が取引指示の内容を確認したときに取引が成立するが（8条）、取引が成立しても、振替日の前営業日まで該当電子的手段を通じて取引指示を取消することができる（13条1項但書）。

受取人の入金口座原簿に入金が記録され取引が完了すると、銀行は直ちに該当電子的手段を通してその処理結果を顧客に通知するが、他行への口座振替または予約による口座振替の場合には受付の結果（取引成立の事実）を通知するものとされる（21条1項）。万一、通信障害およびその他の事由で取引指示された電子金融取引が処理不可能な場合、銀行は出金口座に入金処理し、顧客の届け出た連絡先にこの事実を通知するものとされる（20条4項）。銀行が21条1項の処理結果を通知した場合、顧客は、取引指示と銀行の処理結果が一致するかどうかを確認し（取引内容の確認）、それが一致しないことを知ったときには、これを即時銀行に通知するものとされる（16条）。

#### （4）損失負担および免責

「基本約款」が定める、アクセス手段の盗難・紛失および偽造・変造、不可抗力による事故などにおける損失負担および免責の基準は次のとおりである（以下23条）。

顧客は、電子金融取引に必要なアクセス手段を第三者に貸与、委託または譲渡してはならず、アクセス手段の盗用、偽造または変造を防止するための管理に十分な注意を払う義務を負う。万一、顧客が取引口座に関するアクセス手段の盗難・紛失・偽造または変造の事実を知り、またはその他取引の手続きにおいて秘密を要する事項が漏洩されたことを知ったときは、遅滞なくこれを銀行に申告しなければならず（20条1項）。銀行がこれを受付け、電算入力に要求される合理的な時間が経過した後に発生する不正振替金額に対しては、銀行がその金額と1年満期定期預金利率で計算した経過利子を補償する。但し、不正振替の結果、当該口座で発生した損失額が1年満期定期預金利率で計算した金額を超過する場合には、当該損失額を補償する（1項）。しかし、銀行は、顧客が第20条1項の申告を遅滞して発生した損害に対しては責任を負わない（4項）。

銀行は、取引指示に含まれた口座番号、暗証番号、利用者番号などが銀行に届け出たものと同じであることを確認し、取引指示の内容通り電子金融取引を処理した場合には、銀行の過失でないアクセス手段の偽造・変造その他の事故により顧客に損害が発生しても責任を負わない。ただし、取引指示の電送過程で顧客の故意または過失によらない事故（ハッキングなど）が発生した場合には、この限りでない（2項）。

---

<sup>28</sup> 「注文確認プロセス」は、OECD 消費者保護ガイドライン（「OECD Guidelines for Consumer Protection in the Context of Electronic Commerce (1999)」、<http://www.oecd.org/home>）の内容（part2、 ）を取り入れたものであり、普通の電子商取引の場合、ウェブ画面上で注文（申込）の内容が間違っていないかチェックするよう用意したうえ、その場で訂正または取消ができる仕組みをとっている。一方、日本の場合は、「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律」（平成13年6月29日法律第95号）第3条の規定により、確認プロセスの用意が間接的に奨励されている。

銀行は、顧客から受け付けた電子金融取引が、天災地変、銀行の帰責事由ない停電・火災・通信障害、その他の不可抗力的な事由で処理不可能または遅延された場合、顧客に対して処理不可能または遅延の事由を通知したときには、顧客に対しこれによる責任を負わない(3項)。なお、不可抗力などにより顧客に通知をすることができない場合(6項)、顧客が指定した通信媒体(ファクスなど)の故障で通知ができず、または顧客の不注意により顧客関連情報が流出された場合(7項)にも、銀行は責任を負わない。

銀行は、銀行自ら顧客の取引指示と相違した処理をした場合を除き、顧客が取引内容の確認または通知(16条)をしないことにより発生する損害に対しては責任を負わない(5項)。

## 第2章 電子金融取引法(案)の制定

### 第1節 制定の経過

電子金融に関連する法律を制定しようとする動きは、既に1993年と1997年の「電子資金振替法」の制定のための論議のときにあったが、電子決済など電子金融の発展推移を見守った後立法するのが望ましいとする金融改革委員会<sup>29</sup>の建議(1997.6)をうけ、立法の代わりに金融機関の約款を整備する方向に政府の方針が転換した経緯がある。その後2001年に入り、電子商取引の急速な拡大による電子決済の比重の増大、および電子マネーなど新しい支払手段の拡大などをうけ、電子決済に関する立法を推進しようとする動きが国会からあったが、同年10月の党政協議で、電子決済は金融制度・政策と密接に関連するから、政府のほうで電子金融に関する法律を2002年度中に国会に提出すると合意された。

以後、財政経済部主管で、金融監督委員会・金融監督院、韓国銀行、情報通信部、金融決済院、韓国金融研究院など関係機関・研究所の実務者を中心に「電子金融取引法」の制定のための取組が続き、「電子金融取引も伝達チャンネルのみが違うほか、本質的に金融取引であるから、既存の伝統的な金融取引と規律の一貫性を維持しつつ、非対面性・非書面性などの電子的特性のため別途の規律が必要な事項を中心に法律の制定を推進する」との基本方向が決定された。その基本方向のもと、次のような法制定の原則が打ち出された。第一、規律内容は支払決済ひいては金融システムの安全性を確保し、金融消費者を保護するに不可欠な最小限の規律だけを電子的特性を反映して規定(できる限り、現市場状況および営業形態を制限しないように留意)し、第二、規律方式も急速な電子金融技術の発展に弾力的に対応できるよう、法律では規律の大きい枠だけを提示(細部・技術的な事項は

---

<sup>29</sup> 金融改革を推進するための特別機構として、1997.1大統領直轄機構として発足。金融監督体系の統合・一元化、金融監督機能の自律性と中立性の確立を基本原則として、金融監督委員会・金融監督院の設置などを含む金融改革案を提示したが、関連組織・集団間の利害関係の衝突により、関連法案(13本)の制定が遅延されていたが、1997年12月3日、IMFの支援協定が締結されたことをうけ、同年12月29日国会で関連法案が一括通過された。それにより、1998年4月に金融監督委員会が、1999年1月金融監督院がそれぞれ設立された。

施行令・施行規則で規定)する<sup>30</sup>。

このような法制定の基本方向と原則に従い、公聴会などの意見収斂を経て法律案が制定され、2002年10月8日に同法は立法予告された。今後は、法制処の審査、次官会議、国務会議(閣僚会議)などを経て国会に提出される予定になっている。

## 第2節 制定の目的

本法は、第1条において、「電子金融取引の法律関係を明確に」し、電子金融取引の安全性と信頼性を確保することにより「利用者を保護」し、「電子金融業の健全な発展を図り」、もって国民経済の発展に寄与することを目的として掲げている。以下、この三つの点につき、その背景を簡単に敷衍する。

### 1. 電子金融取引の法律関係の明確化(既存の電子取引関連法律の限界)

既述したとおり、「電子取引基本法」の「電子文書」に関する規定と「電子署名法」の「電子署名」に関する規定は、「電子金融取引」が電子文書により行われる限り、電子金融取引にもそのまま適用される<sup>31</sup>。しかし、電子取引基本法と電子署名法の適用にもかかわらず、その両法からは、電子文書の効力および保管に関する規定(電子取引基本法4・5条)および「電子署名」の法律上の効力に関する規定(電子署名法3条)以外には、電子金融取引の法律関係において実際意味を持ちうる規定はない状況に等しい。電子文書の効力および保管に関する規定以外は、電子取引基本法上、任意規定であることが明言されており(10条) なお電子署名の効力に関する規定(電子署名法3条)以下は、公認認証機関の指定など行政上の目的のための規定が中心になっているからである。したがって、電子取引基本法および電子署名法の規定からは、(電子署名された)電子文書による電子金融取引の効力および取引記録の保管が法的に認められるという点以外に、電子金融取引における法律関係を明確にするという意義は発見しにくい。

さらに、「電子商取引消費者保護法」においても、電子金融取引に関して「電子決済」に関する規定を設けているが、同法は「電子決済」を電子商取引の履行過程の一部として把握するスタンスを基礎としており、したがって、その規律する内容は、決済過程における消費者保護のための電子商取引事業者と電子決済業者等の協力義務および注意義務などが中心になっているわけである。なお、「電子決済業者等」の定義がなされており、銀行などの金融機関以外の事業者(電子マネーの発行者、通信会社、PGなど)もその範疇に含まれる旨を定めているが、とりわけ電子マネーの発行をめぐる法的基準(参入基準など)の整備を要求している関連業界からの要望には対応していない内容になっている。

---

<sup>30</sup> 財政経済部「電子金融取引法制定要綱」(2002.10.8)(以下、「制定要綱」という)

<sup>31</sup> この点につき、「電子金融取引法案」は、電子文書を使用して電子金融取引が行われる場合、電子取引基本法の電子文書に関する規定が適用される旨を明言している(4条)が、これは注意規定に過ぎないと思われる。



## 2. 利用者の保護（約款の限界に対する対応）

銀行の「電子金融取引基本約款」は、既述したとおり、監督当局の承認を得ており、公正取引委員会の標準約款の審査請求と関連しては、利用者保護をもっと図ろうとする公取委の立場に銀行側が猛反発したこともあって、公取委との妥協が行われた模様である。それがゆえに、問題になる約款の内容が「約款規制法」上の不公正約款条項（2章）の適用を受け、無効になる可能性は低いとしても、その内容自体が銀行側に有利に制定されていることも事実である。特に、損失負担および免責に関する同約款の規定については、利用者保護上の問題が指摘されている<sup>32</sup>。さらに、銀行以外の領域における約款は、まだ、標準約款までは至っておらず、個別約款につき監督当局からの承認を得ているとしても、金融機関中心の慣行を考えると、その約款の利用者保護については検証されているとはいえないのが現状である。

## 3. 電子金融業の健全な発展性の確保（非金融機関の電子金融業への参入許容）

通信会社など非金融機関による電子決済の分野への進出が目立つなか、監督当局としてどのようなスタンスを取るのかが関心事である。とりわけ、電子マネーに関しては、シンガポール・メキシコなど、電子マネーの発行を銀行に制限する国家がある一方、EU・アメリカ・カナダなどは、非金融機関の電子マネーの発行を認めている。韓国には、現在のところ、「電子マネー」の発行を直接規律する制定法はないが、「与信専門金融業法」において、クレジットカード業者の附帯業務の一つとして「前払カード」の発行・販売および代金の決済が認められている（13条）。「前払カード」とは、クレジットカード業者が代金を予めもらい、これに相当する金額を記録（電子または磁気的方法による記録をいう）して発行した証券であって、前払カードの持ち主の提示により、クレジットカード加盟店がその記録された金額の範囲内において商品または役務を提供することができるようにした証券をいう（2条）。同法の定義によると、前払カードにはICカード型の電子マネーが含まれると解釈されるので、韓国の現行法は、監督当局からクレジットカード業の営業を許可された銀行・クレジットカード会社などの金融機関（「クレジットカード業者」）のみに、（ICカード型の）電子マネーの発行が認められているといえることができる。ところで、同法は、カード業者の換金義務、発行記録金額の最高限度に関する制限および供託に関する規定などを置いているが<sup>33</sup>、基本的にカード型以外の電子マネーには対応ができず、非金融機関の

<sup>32</sup> 例えば、同約款 23 条によると、アクセス手段の偽造・変造その他の事故の場合、銀行が取引指示の内容どおり電子金融取引を処理したことが認められると、銀行は免責される。この点につき、2002 年暮れから 2003 年初頭にかけて全国何ヶ所で発生したキャッシュカードの偽造・変造事件をうけ、同約款の上記条項の問題点が指摘された（内外経済新聞 2003.1.27）。

<sup>33</sup> カードの残高が記録された金額の 100 分の 10 未満である場合、発行者であるクレジットカード業者は、換金カードの持ち主に対し、換金義務を負う（22 条）。監督当局（金融監督委員会）は、前払カードの総発行限度および発行記録金額の最高限度を定めるなど必要な措置を取ることができる（24 条）。（現在、前払カードの発行記録金額の最高限度は 50 万ウォンである。施行令 7 条の 2。）監督当局は、前払カードを発行したクレジットカード業者に対し、カード発行総額の 100 分の 10 の範囲内において施行令の定め

電子マネーの発行は認めていない限界がある。

電子マネー以外にも、通信会社のモバイル振替サービス、フォン・ビル方式による決済など、モバイル決済が新しい小額決済システムの主流として脚光を浴びるなか（いわば通信と金融の融合現象）通信会社に対応するための銀行側のコンソーシアムが推進されるなど、金融機関と通信会社間の領域争いについても報道されている。このような現象は、電子金融業の発展としては歓迎すべきものであるが、非金融機関に対し既存金融機関の業務領域のどこまで参入を許諾するかについては、金融産業全体に与える影響を考えると、政策的な判断が必要な部分であると思われる。その意味で非金融機関の金融業務に対する制度的な保障を与え、消費者からの信頼度を向上させる一方、監督の体制を整備する方法を取るのが関連産業の発展にも有益であるとの判断ができるわけである<sup>34</sup>。

### 第3節 法案の主要内容

#### 一．法的構造・適用範囲

「電子金融取引法案」（以下「本法」）は、全7章（総則、電子金融取引の利用者等の権利・義務、電子金融取引の安全性確保および利用者保護、電子金融業の認可・登録および業務、電子金融業等の監督、補則、罰則）計58条からなっている。本法の構造は大きく、電子金融取引の私法上の効力に関する規定（第2章）と、行政的目的に関する規定とに分けられているといえる。

本法は、「すべての電子金融取引に適用される。ただし、金融機関・電子金融業者のみが参加して、その当事者間において別途定める契約により行われる電子金融取引のうち大統領令の定める場合は、適用がない」（3条）。ここで、「電子金融取引」とは、金融機関・電子金融業者が電子的装置を通じて金融商品およびサービスを提供する業務（「電子金融業務」）を利用者が利用する取引をいい、「電子金融業者」とは、金融機関でないものであって、本法の規定により電子マネーの発行・管理業務の認可を受けた者、または電子資金振替業務などの登録をした者を、また「利用者」とは、電子金融取引と関連して金融機関・電子金融業者と締結した約定により権利または利益を持っている者を、それぞれいう（以上2条）。したがって、本法は、利用者と金融機関または電子金融業者との間の電子金融取引に適用されるが、金融機関間の電子金融取引（韓国銀行通信網 BOK wire、金融決済院の差額決済システムなど）には適用されない。

#### 二．電子金融取引の法律関係の明確化

##### 1．電子金融取引の基本要素・手続の明確化

###### （1）電子文書の使用

---

る金額（現に、毎四半期末現在、カード発行総額の100分の3に相当する金額）の供託を命じることができる（25条）。その他、供託物の配当の手続が法定されている（26条）。

<sup>34</sup> 韓国金融研究院・公聴会資料「電子金融取引法の制定方向」（2002.9）参照

既述のように、電子金融取引のために使用される「電子文書」には「電子取引基本法」第4条ないし第10条の規定を適用する(4条)。したがって、電子文書は、原則として、電子的形態でなされているという理由で文書としての効力が否認されず(同法4条)、一定の要件を備えた場合、法令の定める文書の保管に代えることができる(同法5条)。ただ、電子文書の送受信時期などに関する同法6条~9条は任意規定であるから、電子文書の作成者と受信者は第6条~第9条の規定と異なる約定をすることができる(同法10条)。なお、

金融機関・電子金融業者が利用者の取引指示と関連して反復受信した電子文書は、同一内容の文書であっても各文書は独立したものとみなされ(電子文書の独立性)、手形・小切手等大統領令の定める有価証券は、本法と他の法律に特別な定めがないと電子文書によることができない(本法4条但書)ことに注意すべきである。すなわち、電子金融取引の正確性を確保するため、利用者の取引指示(電子文書)が反復受信されても、金融機関は任意に一つの文書に取り扱うことができず、電子文書による小切手・手形などは認められない。

#### (2) アクセス装置の選定・使用および管理

「アクセス装置」とは、「電子金融取引において、取引指示をし、または利用者および取引内容の真正性を確保するために使用される装置または情報であって、キャッシュカード・デビットカード・電子マネーカード・クレジットカードその他の電子式カード、利用者番号または使用者番号、以上の装置を利用するために必要な暗証番号または認証書」を指し(2条)「電子金融取引基本約款」の「アクセス手段」と同じ概念である。金融機関・電子金融業者は、電子金融取引の種類にあわせて適切な「アクセス装置」を選定・使用および管理して利用者の身元および権限、取引指示の内容等を確認しなければならない(5条1項)。また、金融機関・電子金融業者は、利用者の発給申請がある場合に限り、本人確認のうえアクセス装置を発給することができる(更新または代替発給等の場合は例外、3項)。一方、利用者は、アクセス装置の使用および管理において善良な管理者の注意義務を負担する(2項)。なお、アクセス装置は、電子マネーまたは前払電子支払手段の譲渡・譲受または質権設定(18条)のために必要な場合を除き、これを譲渡・譲受また質権設定をすることができない(4項)。

#### (3) 取引内容の確認、誤謬の通知・訂正等

金融機関・電子金融業者は、電子金融取引のとき、当該電子的装置または予め約款で定める電子的装置を通じて、取引内容を利用者が確認することができるようしなげばならず(6条1項)、利用者が取引内容を書面(電子文書を除く)により提供してもらうことを要請した場合には、要請を受けた日から2週以内に取引内容に関する書面(「取引明細書」)を交付しなければならない。ただし、定期的に取り引明細書を提供する場合等大統領令の定める場合には、この限りでない(2項)。

利用者は、電子金融取引に誤謬があることを確認したときは、即時これを当該金融機関・電子金融業者に通知し(7条1項)、この誤謬の通知を受けた金融機関・電子金融業者は、

これを即時調査・処理し、通知を受けた日から 2 週以内にその結果を利用者に通知しなければならない(2 項)。金融機関・電子金融業者は、自ら誤謬の発生を認知したときには、これを即時訂正処理した後、認知した日から 2 週以内に利用者にその結果を通知しなければならない(3 項)。利用者が電子金融取引の誤謬がある取引明細書、領収書等書面による計算書類を受領した後 1 ヶ月以内に、その計算書類を提供した金融機関・電子金融業者に誤謬の内容を通知しない場合において、金融機関・電子金融業者は、約款の定めるところにより、遅延した期間に該当する利子を支給しないことができる(4 項)。

## 2. 事故時の責任分担

### (1) アクセス装置の偽造・変造等における責任

金融機関・電子金融業者は、アクセス装置の偽造・変造、または契約締結および取引指示の電子的伝送・処理過程において利用者の故意・過失なしに発生した事故(ハッキングなど、双方無過失による事故 - 筆者注)によって利用者に発生した損害に対し責任を負う。ただし、法令上の制限により電子金融取引を処理することができなかった場合、天災地変、帰責事由ない停電・火災・通信障害等、不可抗力的な事由によって招来された場合、

これらに準ずる事由<sup>35</sup>であって、施行令で定める場合には、免責される(8 条 1 項)。なお、

利用者が身上情報またはアクセス装置を他人に露出した場合、利用者が他人にアクセス装置の使用を委任または許容した場合、利用者が電子的装置または仲介決済システムの故障または障害を知っていた場合には、利用者に故意・過失があるものとみなされる(8 条 2 項)。

アクセス装置の偽造・変造時の金融機関等に責任を負わせる 8 条 1 項の規定は、「電子金融取引基本約款」より利用者の保護に配慮した規定であるといえる。基本約款の場合には、盗難・紛失の場合にも利用者確認において銀行側に過失がないと免責される旨および盗難等の申告以後における損失補償の旨が定められている(23 条 2 項、20 条 1 項)に対し、本法の場合、アクセス装置の偽造・変造において、利用者に故意・過失がないと、原則的に金融機関等に損害賠償責任を認める旨を定めているからである。なお、この損害賠償請求権は、利用者が損害発生の原因となった事実を知った日から 6 ヶ月、その事実が発生した日から 3 年が経過すると消滅する(8 条 3 項)。一方、金融機関・電子金融業者は、本条の責任を履行するために、保険または共済に加入しまたは準備金を積立するなど、必要な措置をとらなければならない(8 条 4 項)とされる。

### (2) アクセス装置の紛失・盗難時の責任

金融機関・電子金融業者は、利用者からアクセス装置の紛失・盗難の通知を受けたときには、そのときから第三者による当該アクセス装置の使用により利用者に発生した損害に対し責任を負う(9 条 1 項)。ただ、電子マネーカード、前払電子支払手段の紛失・盗難に

---

<sup>35</sup> 「制定要綱」は、証券取引所など有価証券の売買のため開設された市場における電算障害による事故(注文の殺到などによる契約締結遅延・照会遅延など)の場合を例としてあげている。

においては利用者と金融機関等との間で別途の約定をすることができる(2項)。この場合、金融機関・電子金融業者はその約定に関する事項を約款に明記しなければならない(3項)。

アクセス装置の紛失・盗難における責任分担については、申告または通知後における銀行側の責任負担という点において、「電子金融取引基本約款」の定めと変わりはない。問題は、電子マネーカードなどの紛失・盗難による損害(充電金額)を事実上利用者に負担させることを認めている第2項の規定であり、他のカードの紛失・盗難の場合(9条1項)との衡平の問題が提起されうると思われる。

### 3. 前払電子支払手段・電子マネーによる支払取引

#### (1) 前払電子支払手段と電子マネーの区分

「前払電子支払手段」とは、発行者が予め代価を受け電子的・磁気的方式により発行・管理し、支払人が商品または役務の購入の際使用できるものであって、次の各要件を満たすものをいう(電子マネーは除かれる)。発行人(施行令の定める特殊関係人を含む)以外の第三者から商品または役務を購入しその代価を支払うことに使用されること(第三者発行型 - 筆者注)、施行令の定める一定範囲以上の商品または役務の購入に使用されること(電話カード・交通カードなど除外 - 筆者注)(2条)。

また、「電子マネー」とは、移転可能な金銭的価値が電子的媒体に貯蔵された情報であって、次の各要件を満たすものをいう。施行令の定める基準以上の地域または営業所において利用されること、購入できる商品または役務の範囲に制限がないこと、発行者により現金または預金への交換が保証されること、現金または預金との交換で発行され、その交換された金額以上に発行されないこと(2条)。

この定義規定から、本法は「前払電子支払手段」(広義)の種類を、汎用性・換金性の基準により、「電子マネー」・「前払電子支払手段」・「その他の前払電子支払手段」に区別した後、一定範囲以上の汎用性の要件を満たしていない電話カード・交通カード・自家発行型前払電子支払手段など「その他の前払電子支払手段」を規律対象から外し、換金性・汎用性が高のもを「電子マネー」として別途規定しているといえる。「電子マネー」と「前払電子支払手段」との区別に応じて、「前払電子支払手段」の発行者として金融機関以外の者は、監督当局への「登録」が要求される一方、金融機関以外の「電子マネー」の発行者には「認可」が要求されている。認可要件は登録要件より厳格である(後述)。

表2 - 1 電子マネーと前払電子支払手段

(出典:「制定要綱」)

高	汎用性	汎用性	低
	換金性		換金性
<b>電子マネー</b>	<b>前払電子支払手段</b>	小規模	電話カード・ 交通カード等
(認可)	(登録)	(登録免除)	(規律対象から除外)

## (2) 電子マネーの法律関係

電子マネーの発行者は、現金または預金と交換して電子マネーを発行し、電子マネーの保有者が占有して使用するようし、または電子マネー保有者が電子的装置を通じて使用することができるよう発行された電子マネーを保管することができる(16条1項)。電子マネーの発行者は、電子マネーの保有者の要請により電子マネーを現金または預金等に換金する義務を負担する(2項)。その換金方法は、施行令で定める(3項)。電子マネーの保有者が商品または役務を購入しその代金を受取人との合意により電子マネーで支払した場合、当該支払債務は弁済されたものとみなされる(電子マネーによる支払の効力)。ただし、支払人が偽造または変造その他の瑕疵ある電子マネーを交付した場合には、この限りでない(17条)。電子マネーの保有者は、施行令の定める方法により、電子マネーを他人に譲渡しまたは担保に提供することができる(18条)<sup>36</sup>。電子マネーでない類似物には、電子マネーという名称を使用してはならず、電子マネーの発行者として認可(後述)を受けていない者は、その商号中に電子マネーという文字を使用してはならない(43条)。

## (3) 前払電子支払手段の換金

本法は、前払電子支払手段の法律関係が、基本的には金融機関・電子金融業者の約款により規律される旨を定める一方、利用者保護の鍵ともいえる「換金」に関連する規定を設けている。すなわち、前払電子支払手段を発行した金融機関・電子金融業者は、前払電子支払手段の権利者が、記録された残高の換金を請求した場合、約款の定めるところにより換金しなければならない(19条1項)。次の各要件の1に該当する場合には、記録した残高の全部を換金しなければならないとする。天災地変等の事由により加盟店が商品または役務を提供することが困難になって、前払電子支払手段の利用者がこれを使用することができなくなった場合、前払電子支払手段の欠陥により加盟店が商品または役務を提供することができない場合、前払電子支払手段に記録された残高が一定の比率以下の場合(この場合、当該約款に、一定の比率を10%未満に定めることができない)(19条2項)。

## 4. 電子債権の譲渡

### (1) 電子債権の概念

「電子債権」とは、債務者が債権者を指定して売買等による金銭債務の内容を記載し電子署名法による公認電子署名をした電子文書を債権者に伝送した場合において、その電子文書に記載された債権者の金銭債権をいう(2条)。この電子債権の登録業務を営む機関を「電子債権管理機関」といい(11条)、同機関は金融監督委員会に登録することによってそ

---

<sup>36</sup> 電子マネーの譲渡性などを規定した18条は、文言上は譲渡または担保提供の「原則的許容」を定めたものと解されるが、「施行要綱」は、同規定に関連して、施行令で定める場合(例：発行者を経由する場合など)に限り、譲渡などを認めると説明しており、同規定の趣旨が「原則的許容」であるか、「例外的許容」であるかは、明らかでない。

の業務を行う(31条4項)。なお、「電子債権管理機関」は、第2章(4~21条)の適用においては「電子金融補助業者」とみなされる(11条)(「電子金融補助業者」については後述)。

#### (2) 電子債権の譲渡

債権者が電子債権管理機関に登録した電子債権は、金融機関にのみ譲渡することが許される(20条1項)。また、登録した電子債権の譲渡は、その譲渡事実を電子債権管理機関に登録することによってその効力が生ずる(2項)。この場合、電子債権の譲渡は、次の各要件をすべて満たしたときに民法の定める指名債権譲渡の対抗要件(日本と同じ - 筆者注)を満たしたものとみなされる。譲渡人の債権譲渡通知または債務者の承諾が「電子署名法」による公認電子署名をした電子文書により行われること、第1号の規定による通知または承諾が記載された電子文書が電子債権管理機関に登録されること(21条1項)。

なお、とによる債権譲渡の通知または承諾が記載された電子文書に電子署名法による時点確認<sup>37</sup>がある場合には、およびの要件をすべて満たしたときに民法の第三者対抗要件(確定日付ある証書による通知または承諾 - 筆者注)を満たしたものとみなされる(2項)。

### 三．電子金融業の健全な発展性の確保

#### 1．電子金融業者の認可および登録要件

##### (1) 電子マネーの発行者

電子マネーの発行および管理業務を遂行しようとする者は、金融監督委員会の「認可」を受けなければならない。ただし、銀行法による金融機関その他施行令の定める金融機関は、本項の規定による認可を受けたものとみなされる(31条1項)。金融監督委員会は、第1項の規定による認可に条件を付けることができる(5項)。31条1項の認可を受けようとする者は株式会社とし、資本金と自己資本(資本金と積立金およびその他剰金の合計額をいう。以下同じ)が各々50億ウォン以上でなければならない(32条1項)。

##### (2) その他の電子金融業者

金融機関以外の者であって、次の各業務を営もうとする者は、金融監督委員会に「登録」しなければならない。電子資金振替業務、デビットカードの発行および管理、前払電子支払手段の発行および管理、電子支払決済代行業務<sup>38</sup>、その他施行令の定める電子金融業務(31条2項)。ただし、前払電子支払手段を発行しようとする者であって、施行令の定める基準以下の地域または加盟店においてのみ使用される場合、または総発行残高が施行令の定める金額以下の場合には、登録が免除される(3項)。

<sup>37</sup> 公認認証機関は、加入者または公認認証書を利用する者(「利用者」)の申請がある場合には、電子文書が当該公認認証機関に提示された時点を電子署名して確認することができる(電子署名法20条)。

<sup>38</sup> 「電子支払決済代行業務」とは、電子的装置を通じて、商品または役務の購入に関する支払決済情報の送・受信または代価の精算を代行または媒介する業務をいう(2条)(Payment Gateway等)。

上記規定により登録しようとする者は、商法上の会社（合名・合資・株式・有限会社 - 筆者注）または民法上の非営利法人とし、資本金と自己資本または基本財産が各々5億ウォン以上であって、業務の種類別に施行令の定める金額以上でなければならない（32条2項）。

\*表2 - 2 電子金融業者の認可および登録要件 (出典:「制定要綱」)

	電子マネー発行者の認可要件	その他電子金融業者の登録要件
対象	株式会社	商法上会社・民法上非営利法人
業務	電子マネーの発行および管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電子資金振替</li> <li>・ デビットカードの発行および管理</li> <li>・ 前払電子支払手段の発行および管理</li> <li>・ 電子支払決済代行業務</li> <li>・ その他施行令の定める業務</li> </ul>
最小資本金・ 最小自己資本	各々50億ウォン以上	各々5億ウォン以上 (業務別に施行令で規定)
その他の事項 (34条、細部要件は施行令で 規定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務遂行に十分な専門人力と電算設備など物的施設</li> <li>・ 財務健全性の基準</li> <li>・ 事業計画の妥当性・健全性</li> <li>・ 主要出資者の出資能力、財務状態および社会的信用など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務遂行に十分な専門人力と電算設備など物的施設</li> <li>・ 財務健全性の基準</li> </ul>

## 2. 電子金融業者と電子金融補助業者の区分

「電子金融補助業者」とは、金融機関・電子金融業者のために電子金融取引を補助またはその一部を代行する業務を業として行う者（仲介決済システムの運営者を含む）をいい（2条）その法的地位は金融機関等の履行補助者としてみなされる（10条1項）。したがって、利用者は、金融機関等に対して行う各種の通知を、「電子金融補助業者」に対して行うことができ（3項）「電子金融補助業者」の故意・過失により金融機関・電子金融業者が利用者に損害賠償責任を負うことになった場合には、当該「電子金融補助業者」に対し求償権を行使することができる（2項）。

「電子金融補助業者」に対しては、別途の登録などの手続を要しないが、金融機関・電子金融業者は、電子金融取引と関連して電子金融補助業者と提携または外部委託業務（アウトソーシング）に関する契約を締結・変更する場合（当該電子金融補助業者がさらに他の事業者と提携または外部委託に関する契約を締結・変更する場合も同じ）には、金融監督委員会が定めた基準を遵守しているかどうかを金融監督委員会に予め報告し、関連約定書を金融監督委員会に提出しなければならない（46条1項）。金融監督委員会は、この約定



書が、金融機関・電子金融業者の経営の健全性および利用者の権益を侵害するものであると認められる場合には、当該金融機関・電子金融業者に対し関連約定書の是正または補完を指示することができる（2項）。

電子金融業務を提供しようとする事業者が、電子金融業者、電子金融補助業者または電子債権管理機関に該当するかどうかは、施行令の定めるところにより、金融監督委員会が決定するとされる（33条1項）。なお、その決定の基準は、金融監督委員会が予め公表する（2項）。

\*表2-2 金融機関・電子金融業者・電子金融補助業者の業務範囲（出典：「制定要綱」）

区分	業務	規制
<b>金融機関</b>	銀行法、与信専門金融業法など関連法律が定める金融業務	関連法律に依拠
<b>電子金融業者</b>  ・自分の名義と責任により利用者と電子金融取引契約を締結し、 ・または、資金を金融機関の自己口座等を通じて受け取る事業者	・電子マネーの発行および管理	認可
	・電子資金振替業務（モバイル振替、eメール・バンキングなど） ・デビットカードの発行および管理 ・前払電子支払手段の発行および管理 ・電子支払決済代行業務（PG など）	登録
<b>電子金融補助業者</b>  ・金融機関・電子金融業者のために電子金融取引を補助または一部代行 ・金融機関間取引情報を伝達し、資金精算・決済業務遂行	・単純支払情報の仲介業者、DB 管理業者、IT 設計・管理業者など ・仲介決済システムの運営者（金融決済院）	
<b>電子債権管理機関</b>	電子債権の登録および管理業務 (例：金融決済院)	登録

### 3. 電子金融業者の健全性確保

#### (1) 電子マネー発行者の兼業制限など

電子マネーの発行者として認可を受けた電子金融業者は、本法で定めた業務（電子マネーの発行および管理）以外に業務を営むことができない。ただ、電子マネーの発行者がその他の電子金融業を営むことは可能であり（要登録）、また、認可をうけた業務または登録した業務の目的達成のため必要な業務であって、施行令の定める業務も行うことができる（38条1項）。

しかし、電子マネー発行者は、電子マネー発行代金の健全な運用が確保され、換金保証が確実視される場合に限り、認可または登録した業務およびそれに付随する業務以外の業

務（非金融業務）との兼業が許容される。そのような換金保証が確實視される場合として、本法は次のような場合を規定している。電子マネーの未償還残高の全部に対し施行令の定める金融機関から支給保証を受けまたは償還保証保険に加入した場合、電子マネーを発行しその代価として受けた資産に対し、その他の業務の遂行と関連する資産と区分して管理する場合（施行令の定める方法による場合に限る）（38条2項）。一方、他の電子金融業者は、原則的に非金融業務との兼業が許容される。

なお、電子金融業者は、各々の電子金融業務と関連して、利用者に貸出等信用を提供することができず、金利支給を保証する受信行為をすることができない（39条）。さらに、電子金融業者は、効果的な金融監督のため、会計処理において認可または登録した業務別に、他の業務と区分して計理しなければならない（48条）。

#### （2）支払準備金の預け置き・供託

電子マネー発行者は、金融通貨委員会<sup>39</sup>が定める最低率以上の支払準備金および支払準備資産を保有しなければならない。この支払準備金および支払準備資産には、韓国銀行法の関連規定が準用され、韓国銀行に預けて置くことが義務付けられている（40条）。

一方、前払電子支払手段の発行者には、供託が命じられうる。すなわち、金融監督委員会は、前払電子支払手段を発行した金融機関・電子金融業者（「前払電子支払手段の発行者」）に、前払電子支払手段における総発行残高の100分の10の範囲内で施行令の定める金額を供託することを命じることができる。供託物の種類、供託の時期その他供託に関して必要な事項は施行規則で定める（41条）。なお、金融監督委員会は、第41条の規定により供託をした前払電子支払手段の発行者が、前払電子支払手段によって商品または役務を提供した加盟店に支払うべき前払電子支払手段の代金および未償還前払電子支払手段の残高を償還することができなくなったときは、当該前払電子支払手段の発行者が供託した供託物の還付を受けて当該加盟店および未償還前払電子支払手段の所持者（「未償還債権者」）に対し配当を実行する者（「権利実行者」）を指定し、供託物の配当手続を開始する。権利実行者は、他の債権に優先して、未償還債権者から申出を受けた金額の合計額と所要費用を合算した総額の範囲内において、金融監督委員会の承認を得て供託物の還付を受け、その供託物を金融監督委員会が定める方法および手続により、未償還債権者に配当する。この配当の手続が完了されるまでは、供託をした金融機関・電子金融業者は、当該供託物の還付を受けることができない（42条）。

### 4．電子金融業等の監督等

#### （1）金融機関・電子金融業者の監督・検査

金融監督委員会は、金融機関・電子金融業者・電子債権管理機関に対し、本法または本法による命令の遵守状況を監督し（法令遵守監督権）、その監督のために必要な場合には、

---

<sup>39</sup> 通貨信用の運営管理に関する政策の樹立を担当する合意制意思決定機構（韓国銀行に設置）。

その業務および財務状態に関する報告をさせ（業務・財務状態報告）または当該機関の業務を検査することができる（検査権）。また、報告または検査の結果、本法または本法による命令を違反した事実があり、または経営の安全性および健全性を大いに害する恐れがあると認められる場合には、関連業務の停止等その是正に必要な命令をすることができる（是正命令権）（45条）。

#### （2）電子金融補助業者の監督・検査

電子金融補助業者に対する監督は、原則的に金融機関・電子金融業者が電子金融補助業者と締結する約定書を審議するなど間接的な方法で行われる（既述、46条1・2項）。その方法による監督の結果、法令などに違反した事実があるときは、金融監督委員会は、金融機関・電子金融業者に対しその是正に必要な命令をすることができ、さらに、金融機関・電子金融業者に対する検査をするにあたって必要であると認めるときには、当該電子金融補助業者に対しても検査を要求することができる（46条3・4項）。

#### （3）韓国銀行の検査要求等

韓国銀行は、金融通貨委員会が電子支払取引と関連して通貨信用政策の遂行および支払決済制度の健全性確保のため必要であると認める場合、金融機関・電子金融業者・電子債権管理機関に対し資料の提出を要求することができ（資料提出要求権）、金融監督委員会の措置に再議を要求し（再議要求権）、または金融監督委員会に対し韓国銀行との共同検査を要求することができる（共同検査要求権）。韓国銀行による検査要求などの実行のための方法および手続に関しては、「韓国銀行法」および「金融監督機構の設置等に関する法律」の関連規定による（47条）。

なお、韓国銀行は、電子金融取引の現況把握と効果的な通貨信用政策の樹立および施行のために、電子金融業および電子金融取引に関する統計調査をすることができ、統計資料の提出を求められた国家機関、「金融機関等」（金融機関・電子金融業者・電子金融補助業者・電子債権管理機関）および電子金融取引関連法人・団体は、これに協力しなければならない（統計調査権、49条）。

### 四．電子金融取引の安全性確保および利用者保護

#### 1．電子金融取引の安全性確保

##### （1）安全性確保義務

「金融機関等」は、電子金融取引の安全性および信頼性を確保するために必要な専門人力、設備等を備えなければならない、電子金融取引を処理するにあたって善良な管理者の注意を果たさなければならない（22条1項）。金融機関等は、電子金融業務および情報技術部門の安全性と健全性を確保するために金融監督委員会が定める基準（「金融機関電子金融業務監督規定」など - 筆者注）を遵守しなければならない（2項）。金融監督委員会は、電子金融取引の安全性・信頼性確保のために金融機関等の認証方法に対し必要な措置（公認認証書の使用勧告など - 筆者注）をとることができる（3項）。

## (2) 取引記録の保存・電子支払手段の発行・利用限度

金融機関等は、電子金融取引を追跡・検索し誤謬発生の場合にこれを確認・訂正することができる記録を作成しなければならない(23条1項)。金融機関等は、電子金融取引の記録を5年間保存する(2項)。その保存すべき記録の種類と方法は、施行令で定める(3項)。

金融監督委員会は、施行令の定めるところにより、次の各号に規定された限度を設定しまたは必要な措置をとることができる。デビットカードの1回または1日利用限度、電子マネーの1回または1日の充填金額および発行記録(券面)額の最高限度、前払電子支払手段の1回または1日の充填金額および発行記録額の最高限度(24条)。

## (3) 約款の制定および変更

金融機関・電子金融業者が電子金融取引に関する約款を制定または変更するときには、予め金融監督委員会に報告しなければならない。ただし、利用者の権益または義務に不利な影響のない場合であって、金融監督委員会が定める場合においては、約款の制定または変更後10日以内に金融監督委員会に報告することができる(26条1項)。金融監督委員会は、健全な電子金融取引秩序を維持するため必要な場合、金融機関・電子金融業者に対し約款の変更を勧告することができる(2項)。約款の制定または変更に関する報告の時期・手続およびその他必要な事項は、金融監督委員会が定める(3項)。

## 2. 利用者保護

### (1) 利用強制等の禁止

金融機関・電子金融業者は、電子金融取引の利用を強制しまたは信用拡大等を条件に電子金融取引契約の締結を強要してはならない。金融機関・電子金融業者は、利用者に対し電子金融取引に関する権利の放棄または金融機関・電子金融業者の不当な免責を強要してはならない(28条)。

### (2) 電子金融取引情報の提供等

電子金融取引と関連して、業務上利用者の電子金融取引情報(身上に関する事項、口座・アクセス装置および取引実績に関する事項など)を知りえた者は、利用者の同意なしにこれを他人に提供することができない。ただし、「金融実名取引および秘密保障に関する法律」第4条第1項但書の規定による場合<sup>40</sup>には例外とする(29条)。

### (3) 約款の明示・説明等

金融機関・電子金融業者は、利用者と電子金融取引契約を締結するにあたって、電子金融取引に関する約款を明示し<sup>41</sup>、利用者の要請がある場合においては施行規則の定める方法

<sup>40</sup> 裁判所の提出命令などに必要な場合、租税関連法律による場合、金融監督当局の監督・検査のため必要な場合、金融機関内部または相互間の業務上必要な場合などであって、その使用目的に必要な最小限の範囲内で取引情報を提供または提供を要求する場合。

<sup>41</sup> 電子的方法により契約を締結する場合における明示の方法については、「電子商取引消費者保護法」に規定がある。すなわち、サイバーモールの運営者は、事業者の身分および連絡先などを消費者が容易にみることができるよう、サイバーモールの初期画面に表示しなければならないが、約款の場合には連結画面を

によりその内容を説明しなければならない。ただし、書面により電子金融取引契約を締結するときは、「約款の規制に関する法律」第3条の規定<sup>42</sup>を適用する（27条1項）。

金融機関・電子金融業者は、電子金融取引に関する約款を変更しようとするときには、施行規則の定める方法により、変更約款の施行日1ヶ月前にこれを掲示し利用者に通知しなければならない。ただし、法令の改正または制度の改善等により緊急に約款を変更するときは、即時これを掲示し利用者に通知しなければならない（2項）。

#### （4）異議提議と紛争処理

金融機関・電子金融業者は、電子金融取引と関連して利用者が提起する正当な意見または不満を反映し利用者が電子金融取引において被った損害を賠償するための手続を設け、これを電子金融取引契約の締結の際、明示しなければならない（30条1項）。利用者は、電子金融取引の処理に関し異議があるときにおいては、金融機関・電子金融業者が定めた手続によりその解決を要求し、または金融監督院の金融紛争調停委員会<sup>43</sup>、消費者保護院の消費者紛争調停委員会<sup>44</sup>、電子取引基本法による電子取引紛争調停委員会<sup>45</sup>等を通じて紛争調停を申請することができる（2項）。

### 第3章 日本法への示唆

#### 第1節 日本の電子金融をめぐる法体制

日本においてもインターネットバンキングサービスを2001年3月の段階で、約490行が提供し、かつ、証券取引の分野では、個人取引の約8割がインターネットを経由した取引になるなど、電子金融取引が盛んになっているが、それを支える法制度は、韓国の電子金融をめぐる法制度と比較して、どのようになっているだろうか。それをまとめるために、日本における電子金融をめぐる法体制をこれまでの検討の経緯も含めながら概観し、比較法アプローチを用いつつ、今回の韓国の電子金融取引法案から得られる示唆を明らかにしていくことにする。

まず、日本においては、電子金融取引をめぐる本格的な法分野での研究は、80年代後半

---

通じてみることであれば足りるとされる（10条、施行規則7条）。

<sup>42</sup> 第3条（約款の明示・説明義務） 事業者は、契約締結において顧客に約款の内容を契約の種類により一般的に予想される方法で明示し、顧客が要求するときは、当該約款の写しを顧客に交付しこれを知らせなければならない。ただし、他の法律の規定により行政官庁の認可を受けた約款であって、取引の迅速のために必要であると認められ、施行令が定める約款に対しては、この限りでない。事業者は、約款に定められている重要な内容を顧客が理解することができるように説明しなければならない。ただし、契約の性質上説明が顕著に困難な場合は、この限りでない。事業者が第1項及び第2項の規定に違反して契約を締結したときは、当該約款を契約の内容として主張することができない。

<sup>43</sup> 「金融監督機構の設置等に関する法律」（1997.12.31）により1998年金融監督院内に設置。金融関連紛争に特化した行政型のADR機構。同委員会の調停案を当事者が受諾した場合、裁判上の和解の効力（強制執行可）を有する。

<sup>44</sup> 「消費者保護法」（1986.12.31）により「韓国消費者保護院」内に設置。消費者紛争全般の行政型ADR機構として金融関連紛争も取り扱う。調停案を受諾する場合、裁判上の和解の効力を有する。

<sup>45</sup> 「電子取引基本法」（1999.2.8）により「電子取引振興院」内に設置。電子取引関連紛争のためのADR機構。調停の効力は、上記2つの機関と異なり、当事者間合意の効力を有するにとどまる。

からのEFT（電子資金移動）をめぐる法的研究がスタートである<sup>46</sup>が、これらの研究は、基本的に既存の決済システムの電子化（とりわけ、銀行が介在した形のもの）に限られたものであり、電子金融取引全般をめぐる法的問題の検討が本格化したのは、電子マネーに関する検討が活発化し始めた時期と重なる。

電子マネーに関しては、1995年末に当時のナショナルウエストミンスター銀行やプリティシュテレコム等が創設した電子マネースキームであるモンデックス(Mondex)が、世界戦略の一環として、日本でも普及を目指し、積極的なアプローチを開始した。それと、ほぼ同じ時期に、ビザ・インターナショナルによる「ビザ・キャッシュ」の日本でのプロモーションも開始された。当時、これらの動きは、バーチャルマネーというコンセプトとともに大きな衝撃を金融関係者に与え、数年間のうちに、こういった電子マネーが世界標準になるのではないかという期待感のもと、その新概念をどのように既存の法制度のもとで捉えればよいのかという問題を始め、国家の通貨高権との関係、通貨政策への影響、出資法やプリカ法との関連など、政策上・法律上の未知の問題を検討する様々な研究会が、旧大蔵省や日本銀行を中心に行われたが、いくつかの実証実験が低調に終わったのを受けて、日本においては電子マネーのようなドラスチックな方法はとる必要はなく、既存の決済手段の工夫や発展で問題がないという認識が生まれるに至り、電子マネーに関する法律問題は、現在のところ、あまり議論されていないのが現状である。

また、金融機関（銀行・証券会社等）が提供するインターネットを通じた様々な電子金融サービスについては、2000年4月に『金融サービスの電子取引の進展と監督行政』という報告書が当時の金融監督庁（現：金融庁）から出され、電子的手段によるディスクロージャー、販売ルール、クロスボーダー取引、第三者への対応、トラブル対応、および、第三者関与（アウトソース）の問題等が検討されたが、この報告書で提示されたディスクロージャーや書類交付の電子化に関するいくつかの点は、e-Japan政策を背景に、商法や証券取引法等の改正を通じて実現した。また、この報告書をもとに金融監督庁は『異業種の参入による銀行業参入等新たな形態の銀行業に対する免許審査・監督上の対応（運用上の指針）』を2000年8月に定め、インターネット専業銀行等への免許審査基準等が明確化をはかった。また、現在も金融庁の検査マニュアルや事務ガイドライン<sup>47</sup>及び、業界団体ごとのガイドライン等<sup>48</sup>では、システムの安全性も含めた留意点が記載され、一定の配慮がなされ

---

<sup>46</sup> 例えば、後藤紀一『振込・振替の法理と支払取引』信山社（1986年）や黒石明邦「わが国におけるEFT（電子資金異動）の進展に伴う法的諸問題」ジュリストNo.857（1986年）等が、最初のころの検討の成果であるが、このEFTに関する問題は、米国での立法等の動きを受けて、岩原紳作「電子資金移動（EFT）および振込・振替取引に関する立法の必要性（1）-（10）」ジュリストNo.1083-1094（1996年）で、システミックリスクや公法的規制まで踏み込んだ詳細な検討が行われた。

<sup>47</sup> 各検査マニュアルや事務ガイドラインに関しては、金融庁ホームページ([www.fsa.go.jp](http://www.fsa.go.jp))を参照されたい。

<sup>48</sup> 全国銀行協会については「インターネットバンキングにおいて留意すべき事項について」([www.zenginkyo.or.jp/cgi-bin/namazu/namazu/cgi](http://www.zenginkyo.or.jp/cgi-bin/namazu/namazu/cgi))、日本証券業協会も「インターネット取引において留意すべき事項について（ガイドライン）」([www.jsda.or.jp/html/oshirase/internetwg/guidline.pdf](http://www.jsda.or.jp/html/oshirase/internetwg/guidline.pdf))を公表している。

ているものの、電子金融取引に関する特別な法律体系を作るという段階にまでは至っていない<sup>49</sup>。

## 第2節 電子金融発展の可能性と韓国法からの示唆

以上のようにこれまで、日本法の世界では、電子商取引全体に係る法体系は整備されてきているが、電子金融のための特別法は存在しなかった。しかし、昨今の電子金融取引の発展状況のなか、韓国の電子金融取引法案からいくつかの示唆を得ることができる部分がある。

### 1. 電子金融における定義の確立

日本の電子金融に関連する商品、サービスの定義づけは、法的に明確に定義されたものはほとんどなく<sup>50</sup>、また、その定義が必ずしも現状をカバーできている状況ではない。

例えば、プリペイドカードをめぐる日本の最近の状況を見てみると、従来の「前払式証券の規制等に関する法律」(以下、「プリカ法」という)は紙式および単機能の磁気式カードをカバーしてきたが、今日普及が進んできている多機能型 IC カードについては直接的な規定がない状況であり、解釈に疑義が生じるところも見受けられなくもない。とりわけ、最近、出てきた通称、「サーバー管理型」(電子金銭価値や券面額の記録が証券(カード)本体にはなく、業者のサーバーにすべて管理されている形式のもの)といわれているタイプのものは、利用者にとっては、普通のプリペイドカードとまったく変わらないにも係らず、プリカ法の範疇(すなわち、プリカ法第2条第1項の「証券その他の物に記載され又は電磁的方法により記録されている金額に應ずる対価を得て発行される証券等」)には入っていないことになる。現在のプリカ法は、基本概念として、「前払式証券」を定義したうえで、発行者概念を規定して、業者規制を行う形になっているので、その枠組みに入っていないサーバー管理型のような形式の取引に関しては、何ら発行者への規制や利用者保護を行うことができないことになり、すでに、現在の定義づけでは立ち行かないことを示している。さらに、今後、携帯電話や腕時計等、さまざまなものが記録媒体になることや、(インターネット上でだけ利用され)証券が発行されない形式のプリペイド式支払手段等がよ

---

<sup>49</sup> この間、電子契約法(「電子消費者契約および電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律」)や迷惑メール規制2法(「特定商取引法」の改正や「特定電子メール送信適正化法」)等の成立により、電子金融取引を含む電子商取引全体の規律作りがさらに進んだ。また、従来から指摘されてきた電子商取引の表示に関連して、公正取引委員会の「消費者向け電子商取引における表示についての景品表示法上の問題点と留意事項」([www.jftc.go.jp/pressrelease/02\\_june/02060501.pdf](http://www.jftc.go.jp/pressrelease/02_june/02060501.pdf))、経済産業省の「インターネット通販における『意に反して契約の申込みをさせようとする行為』に係るガイドライン」([www.meti.go.jp/kohosys/press/000020003/index.html](http://www.meti.go.jp/kohosys/press/000020003/index.html))等、直接的には金融とは関連性がないものの、電子商取引全体を網羅するガイドラインが発表された。また、これも法律ではないが、公的機関が世界的レベルで表示義務等をチェックするインターネットサーフデイが定期的に行われ、表示等に問題のある事業者に警告メールが送られる形になっている(日本では、証券取引等監視委員会、公正取引委員会および通産省が参加した)。

<sup>50</sup> 例外として、外国為替及び外国貿易法 6条7項八の規定、すなわち、「証券、電子機器その他のものに電磁的方法により入力されている財産的価値であって、不特定または多数の者相互間での支払のために使用することができるもの」がある。

りサービスの範囲を拡大させることが予想される。これらの問題は、従来のように解釈論である程度の解決を図ることは可能かも知れないが、問題の本質を考えていくと、特に、以下の点、すなわち、前払式支払手段および電子マネーの定義、また、それら決済サービス手段の提供者・販売者の法的位置づけや、データ・アウトソースが当たり前になっている現状に鑑みたときのデータ管理者さらには資金管理者や加盟店等の法的関係、といった点も検討すべき課題といえる。この点について、韓国電子金融取引法案（以下、「電子金融取引法案」とする）は、その第2条「用語の定義」の部分で、「電子金融取引」、「デビットカード」、「前払式電子支払手段」、「電子マネー」などについて定義しているが、特に、第2条4号の「電子金融取引」の部分では、今後様々な種類の電子金融サービスが展開されることに鑑み、「金融機関・電子金融業者が電子的装置を通じて、金融商品およびサービスを提供する業務」と幅の広い定義を定めており、第3条の「適用範囲」の部分における「本法は、すべての電子金融取引に適用される。」という条文とともに電子金融全般を網羅できる形になっている。また、第2条14号の「前払式電子支払手段」の部分においては、基本的に「発行者が予め代価を受け電子的・磁気的方式により発行・管理し、支払人が商品または役務の購入に使用することができるもの」としたうえで、施行令で法律適用の具体的な基準を定める方式をとっており、機能がどのようなものかをまず明記し、施行令で法律適用の如何を判断することにより、どんな様式の前払式支払手段であっても柔軟に対応が可能になっている。

これに対して、前述のように、日本の法制は、電子金融サービスの広がりに対して対応できておらず、このような定義を何らかの形で既存の法律や規則等に入れ、今後、でてくであろう電子金融サービスの様々な形式に対応できるようにしておくことが、現段階で検討されるべきではないかと思われる。

## 2. 利用者保護

また、利用者保護の面についても電子金融取引法案では、第27条1項において、電子金融取引に関する約款を提示するとともに、要請によって説明しなければならないことになっている。日本においても、この部分は、銀行法や金融商品販売法等により説明義務が定められているが、電子金融取引法案における「(電子金融取引)利用強制等の禁止」(28条)や「電子金融取引情報の提供等の禁止」(29条)の規定は、日本で従来よりたびたび指摘されている金融機関の優越的地位の濫用や守秘義務の問題に加え、個人情報保護法により、今後より複雑化が予想される企業や個人に関する取引情報の管理を考えた時(特に、後者(29条)については、「金融実名取引および秘密保障に関する法律」とともに)参考になる条項であると思われる。また、日本でも従来より金融取引全般の話として検討・研究が行われているADR(裁判外紛争処理)の関連から、利用者による異議提議と紛争処理の制度に関する規定(30条2項)も重要であろう。本項では、利用者が電子金融取引の処理に異議がある場合、金融機関や電子金融業者に対してその解決を要求し、または政府の設置し



ている紛争調停機関に対し紛争調停を申請できる旨について規定されているのだが、金融機関や電子金融業者が定めた解決手段に加え、実に以下の3つの調停機関、すなわち、金融紛争調停委員会（金融監督院）、消費者紛争調停委員会（消費者保護院）や電子取引紛争調停委員会（電子取引振興院）等を通じた紛争解決を求める申請が可能になっており、その争点に応じた幅広い選択が可能なのである。日本では、まだ、各業者や各業界団体別に苦情申立て機関を作ることが合意され実行に移されているものの、横断的なものはなく、現在、金融トラブル連絡調整協議会等で、様々な検討が行われているところであるが、電子取引の場合、トラブル発生時、その原因によって責任の所在が不明確になる場合があり得るので、韓国のように調停できる窓口をいくつか作っておくことは有効な方法であると思われる<sup>51</sup>。

加えて、8条1項や電子金融取引基本約款により取引指図の伝送過程でのハッキング等によりアクセス手段の偽造がなされた場合には銀行がその損失を負担することになっていることや、単に、サービス提供者だけでなく、システム等のアウトソーシング先を含む「電子金融補助業者」についても法規制の対象にしたことなどは、日本においても参考になる部分である。

### 3、安全性の確保

日本では、各業界のガイドラインや金融庁の検査マニュアル等で「システムの安全性確保」を入れているが、最近の金融機関のシステムダウンやネット専業銀行・証券会社での事故等を鑑みると、韓国電子金融取引法案における安全性確保義務の明記（22条）も、今後検討が必要な部分であるといえよう。また、電子金融サービスは、その提供者によって形態がかなり異なるケースがあることから、そのサービス約款の内容が重要になるが、電子金融取引法26条の約款の制定・変更についての部分は、約款の変更を金融当局が勧告できる形になっており、とかく、日本でも見られるITリテラシーの問題から利用者がその約款の内容を正しく理解できているかどうか難しいケースがありうる以上、当局が業者に対して変更勧告ができる権限を留保していることは重要であると考えられる。

また、インターネットバンキングサービスに関して電子金融取引基本約款により本人確認方法として暗証番号以外に「公認電子署名」の使用が強制されることも特筆すべきことであろう。

---

<sup>51</sup> もっとも、韓国のそれぞれの調停委員会の調停の効力および相互間の関係については、注意する必要がある。既述のとおり（脚注43～45）消費者紛争調停委員会・金融紛争調停委員会の場合には、調停委員会の調停案を当事者が受諾すると、「裁判上の和解」の効力を持ち（「消費者保護法」45条4項、「金融監督機構の設置等に関する法律」55条）、強制執行ができる（「各種紛争調停委員会等の調停調書等に対する執行文付与に関する規則」（最高裁規則））に対し、電子取引紛争調停委員会のそれは、（これが調停 mediation の本来の姿ではあるが、）当事者間の合意（和解契約）としての効力を有するにすぎない（「電子取引基本法」35条）。また、同種事案の他の調停委員会への申請については、一定の制限がある。これらの点を含めて、韓国のADRの現状および特徴を紹介する邦語の文献として、ECOM消費者保護WG・報告書『消費者からも事業者からも信頼される市場環境の整備』（2002.3）244頁以下、徐・前掲注18・5頁以下および14頁参照。

#### 4．参入要件

最後に参入要件があるが、電子金融取引法案では、一般業者が電子マネーの発行や前払式証券の発行が可能な形にしている（31条。前者は認可制で、後者は登録制である）。ただし、非常に厳しい参入条件を規定しており、電子マネー発行業者には50億ウォン（約5億円）、前払式証券の場合は5億ウォン（約5千万円）と、最低資本金は高額に設定され（32条）さらに供託金や支払準備金制度（40条、41条）電子マネー発行業者に対する兼業制限規定（38条）など、一種の金融機関としての体裁が整うような、日本の前払式証券法と比較しても非常にハードルが高い形になっている。これは、参入を基本的に自由化しても、入口規制や監督制度を厳しくすることで、実質上それぞれの電子金融業者の健全性を確保することを目的としている。

#### 5．小括

以上のように、韓国電子金融取引法は、電子金融サービスを提供する企業を総括的に規制し、消費者保護制度を確立する形になっている。韓国の金融（情報）サービスは、この数年で、急速に規制緩和が行われ、それが、電子マネーやその他の様々な決済手段の登場につながり、このような横断的な法律の策定の必要性が出てきているのに対して、日本の金融サービスは、今のところ、従来の金融機関が提供している金融サービスの範囲で、金融取引が行われており、即座に韓国と同様な形態の法律を制定する必要はないと考えられる。ただし、電子金融取引に限らず、金融取引に関する横断的な利用者保護法制の必要性について、日本でも従来から言われていることであり、日本と同様の銀証分離型の金融法体系を持つ韓国で、このような横断的な法律がどのように構成され、今後どのように運用されていくのかという点については、日本においても将来的にどのように利用者保護法制を整えていくかという面や今後の金融法のありかたを考えた時、大いに参考になると思われる。

また、日本においても、時折報道される金融機関のシステム故障等や、プリカ法に定義される前払式証券にも入らないICカード型プリペイドカードの登場や、いわゆるWEBマネーと呼ばれるインターネット上で電子的価値により決済する形態など様々なタイプのもものが登場してきており、セキュリティのレベル、前払式証券の定義の変更や電子マネーの定義の確立、参入規制等についても議論を進めていかななくてはならない時期に来ていると思われる。それらのポイントについて韓国の電子金融取引法やそれに関連する法や規制は、細かく規制を明記しており、日本において今後どのような法体系や規制を行うべきかを考えた時の良きレファレンスになるであろう。

**おわりに**

今回、第2章を中心に紹介した韓国の「電子金融取引法(案)」は、当初、2003年の比較的早い時期に、財政経済部(日本では財務省に相当)により、韓国国会に提出・成立する予定だったが、現在(2003年6月段階)においても、国会への提出が行われていない。というのも、政権交代という政治的な要因に加え、実務レベルにおいても、全世界的な規模で行われたインターネット・ダウン事故(2003.1)および韓国の地方レベルで数回発生したキャッシュカードの情報漏洩事件(2002.12~2003.1)などにより、安全性確保などの問題をめぐり、監督当局の対策が順次、検討・整備されてきており、法案の内容への影響も予想されるからである。しかし、このような事情にもかかわらず、同法案の準備のため関連機関(財政経済部、金融監督委員会・金融監督院、韓国銀行、情報通信部など)が1つの場において体系的に検討してきた点、関連業界(特に、電子マネー業界<sup>52</sup>)の厚い関心度、マスコミの報道態度などを背景に、今年度中には法律として成立するのではないかと予想されている。

韓国のこれまでの電子金融をめぐる様々な施策や法制度の整備の動きは、これから最終的に決まる法案の内容も含めて、日本が電子金融に対してどのような指針で望むべきかについての良きレファレンスになるものと思われる。今後とも、この分野における韓国の法制整備状況を注視していきたい。

本稿は、これまで、日本では、部分的にしか紹介されていない韓国の電子商取引制度や金融制度全体を包括的に理解してもらうためにかなり幅広い範囲の説明を行うように試みた。従来、日本法と韓国法は、その法体系や内容がかなり似通った部分が多かったが、この電子取引の分野をひとつの皮切りに大きく変化してきている。単に、電子金融取引関連の法制度を紹介するだけでなく、新しい韓国の法制度の方向を紹介する論文と捉えていただければ幸いである。また、36頁以下の「電子金融取引法(案)」の訳は、徐による試訳である。なお、本稿の原稿作成の際には、一橋大学大学院法学研究科教授 松本恒雄先生より貴重なご意見・ご指摘をいただいた。この場を借りて、改めて御礼申し上げる次第である。

---

<sup>52</sup> 現に電子マネーカードを発行している業界は、電子金融取引法が成立すると、クレジットカード業に準ずる活性化対策として、政府は税制優遇措置などをとるべきだと主張している(2003.2.19、<http://news.naver.com>)。

# 電子金融取引法（案）

## 第 1 章 総則

**第 1 条（目的）**本法は、電子金融取引の法律関係を明確にし、電子金融取引の安全性と信頼性を確保することにより、利用者を保護し電子金融業の健全な発展を図り、もって国民経済の発展に寄与することを目的とする。

**第 2 条（用語の定義）**本法において使用する用語の定義は、次のとおりである。

1. 「金融機関」とは、次の各目の機関、団体または事業者をいう。
  - ア. 銀行法による金融機関
  - イ. 証券取引法による証券会社および投資諮問会社
  - ウ. 保険業法による保険事業者
  - エ. 証券投資信託業法による委託会社
  - オ. 総合金融会社に関する法律による総合金融会社
  - カ. 与信専門金融業法による与信専門金融会社
  - キ. 相互貯蓄銀行法による相互貯蓄銀行
  - ク. 郵便局預金・保険に関する法律による郵便官署
  - ケ. その他の法律により金融業務を営為する機関であって、施行令の定める者
2. 「電子金融業者」とは、金融機関でない者であって、第 31 条第 1 項の規定により認可を受け、または第 31 条第 2 項の規定により登録をした者をいう。
3. 「利用者」とは、電子金融取引と関連して金融機関・電子金融業者と締結した約定（以下「電子金融取引契約」という）により権利または利益を持っている者をいう。
4. 「電子金融取引」とは、金融機関・電子金融業者が電子的装置を通じて金融商品およびサービスを提供する業務（以下「電子金融業務」という）を利用者が利用する取引をいう。
5. 「電子支払取引」とは、資金を支払う者（以下「支払人」という）が、金融機関・電子金融業者が提供する電子支払手段を利用して、資金を受取る者（以下「受取人」という）に資金の移動を指示し、または資金を移動させる電子金融取引をいう。
6. 「電子的装置」とは、現金自動支払機（CD）、自動預け払い機（ATM）、支払用端末、コンピュータ、電話機その他電子金融取引情報を電子的・磁氣的に伝送または処理するに利用される装置（自動化された方式により情報を伝送または処理せずに、他人との対話を伝達する場合を除く）をいう。
7. 「アクセス装置」とは、電子金融取引において、取引指示をし、または利用者および取引内容の真正性を確保するために使用される、次の各目の装置または情報をいう。
  - ア. キャッシュカード、デビットカード、電子マネーカード、クレジットとカードその

## 他の電子式カード

- イ．利用者番号または使用者番号
  - ウ．ア目またはイ目の装置を使用するために必要な暗証番号または認証書
- 8．「電子文書」とは、電子取引基本法第2条第1号の規定による電子文書<sup>53</sup>をいう。
  - 9．「取引指示」とは、利用者が電子金融取引契約により金融機関・電子金融業者に個別的な電子金融取引の処理を委託することをいう。
  - 10．「誤謬」とは、利用者が取引指示または要請したとおり電子金融取引が履行されない場合をいう。
  - 11．「電子支払手段」とは、電子資金振替、デビットカード、電子マネー、前払電子支払手段、クレジットカードその他電子的方法を利用して支払に使用される手段をいう。
  - 12．「電子資金振替」とは、支払人と受取人との間で資金移動の効果を発生させることを目的として、金融機関・電子金融業者に開設された口座（以下「口座」という）から他の口座に、電子的装置により、次の各目の方法で資金を振替することをいう。
    - ア．支払人が金融機関・電子金融業者に支払指示をすることによって資金を移動させる振替（以下「支払振替」という）
    - イ．受取人が金融機関・電子金融業者に取立指示をすることによって資金を移動させる振替（以下「取立振替」という）
  - 13．「デビットカード」とは、デビットカード会員と加盟店との間で、電子的・磁気的方法により口座に資金を振り替える等の方法によって、商品<sup>54</sup>または役務の提供とその代価の支払を同時に履行することができるよう金融機関・電子金融業者が発行した証券をいう。
  - 14．「前払電子支払手段」とは、発行者が予め代価を受け電子的・磁気的方式により発行・管理し、支払人が商品または役務の購入に使用することができるものであって、次の各目の要件を満たすものをいう。ただし、電子マネーを除く。
    - ア．発行人（施行令の定める特殊関係人を含む）以外の第三者から商品または役務を購入し、その代価を支払うに使用されること
    - イ．施行令の定める一定範囲以上の商品または役務の購入に使用されること
  - 15．「電子マネー<sup>55</sup>」とは、移転可能な金銭的価値が電子的媒体に貯蔵された情報であって、次の各目の要件を満たすものをいう。
    - ア．施行令の定める基準以上の地域または営業場において利用されること
    - イ．購入できる商品または役務の範囲に制限がないこと
    - ウ．発行者により現金または預金への交換が保障されること
    - エ．現金または預金との交換で発行され、その交換された金額以上に発行されないこと

---

<sup>53</sup> 「情報処理システムにより電子的形態で作成、送信・受信または貯蔵された情報」

<sup>54</sup> 原案は「財貨」と表現している。以下「商品」と表現する。

<sup>55</sup> 原案は「電子貨幣」である。

16. 「電子債権」とは、債務者が債権者を指定して売買等による金銭債務の内容を記載し、電子署名法による公認電子署名をした電子文書を債権者に伝送した場合において、その電子文書に記載された債権者の金銭債権をいう。
17. 「電子支払決済代行業務」とは、電子的装置を通じて、商品または役務の購入に関する支払決済情報の送・受信または代価の精算を代行しまたは媒介する業務をいう。
18. 「電子金融補助業者」とは、金融機関・電子金融業者のために電子金融取引を補助しまたはその一部を代行する業務を業として行う者（仲介決済システムの運営者を含む）をいう。
19. 「仲介決済システム」とは、金融機関・電子金融業者間に電子金融取引情報を伝達して資金精算および決済業務を遂行する金融情報処理組織をいう。

**第 3 条（適用範囲）** 本法は、すべての電子金融取引に適用される。ただし、金融機関・電子金融業者だけが参加し当事者間において別途定める契約により行われる電子金融取引のうち施行令の定める場合は、この限りでない。

第 2 条第 1 号ク目の規定による郵便官署には第 5 章の規定を適用しない。

## 第 2 章 電子金融取引利用者等の権利・義務

### 第 1 節 通則

**第 4 条（電子文書の使用）** 電子金融取引のために使用される電子文書には電子取引基本法第 4 条ないし第 10 条の規定を適用する。ただし、次の各号の場合は、この限りでない。

1. 金融機関・電子金融業者が利用者の取引指示と関連して反復受信した電子文書は、同一内容の文書であっても各文書を独立したものとみなす。
2. 手形・小切手など施行令の定める有価証券は、本法と他の法律に特別な定めがないと電子文書によることができない。

**第 5 条（アクセス装置の選定・使用および管理）** 金融機関・電子金融業者は、電子金融取引の種類にあわせて適切なアクセス装置を選定・使用および管理して利用者の身元および権限、取引指示の内容等を確認しなければならない。

利用者は、アクセス装置の使用および管理において善良な管理者の注意をつくさなければならない。

金融機関・電子金融業者は、利用者の発給申請がある場合に限り、本人確認のうえアクセス装置を発給することができる。ただし、更新および代替発給等のために、施行令の定めるところにより、利用者の同意を得た場合には、この限りでない。

アクセス装置は、法律に特別な定めがある場合を除き、これを譲渡・譲受または質権

設定をすることができない。ただし、電子マネーまたは前払電子支払手段の譲渡・譲受または質権設定のために必要な場合には、この限りでない。

**第 6 条（取引内容の確認）** 金融機関・電子金融業者は、電子金融取引のとき、当該電子的装置または予め約款で定める電子的装置を通じて、取引内容を利用者が確認することができるようにしなければならない。

金融機関・電子金融業者は、利用者が取引内容を書面（電子文書を除く。以下同じ）により提供してもらうことを要請した場合には、要請を受けた日から 2 週以内取引内容に関する書面（以下「取引明細書」という）を交付しなければならない。ただし、定期的取引明細書を提供する場合など施行令の定める場合には、この限りでない。

第 1 項および第 2 項の規定による取引内容は、施行令で定める。

**第 7 条（誤謬の通知・訂正等）** 利用者は、電子金融取引に誤謬があることを確認したときは、即時これを当該金融機関・電子金融業者に通知しなければならない。

金融機関・電子金融業者は、第 1 項の誤謬の通知を受けたときは、これを即時調査・処理し、通知を受けた日から 2 週以内にその結果を利用者に通知しなければならない。

金融機関・電子金融業者は、自ら誤謬の発生を認知したときは、これを即時訂正処理した後、認知した日から 2 週以内に利用者にその結果を通知しなければならない。

利用者が電子金融取引の誤謬がある取引明細書、領収書など書面による計算書類を受領した後 1 ヶ月以内に、その計算書類を提供した金融機関・電子金融業者に誤謬の内容を通知しない場合には、金融機関・電子金融業者は、約款に定めるところにより、遅延した期間に該当する利子を支給しないことができる。

**第 8 条（金融機関・電子金融業者の責任）** 金融機関・電子金融業者は、アクセス装置の偽・変造または契約締結および取引指示の電子的伝送・処理過程において、利用者の故意・過失なしに発生した事故によって利用者に発生した損害に対し責任を負う。ただし、次の各号の 1 に該当する場合には、この限りでない。

- 1．法令上の制限により電子金融取引を処理することができなかった場合
- 2．天災地変、帰責事由ない停電・火災・通信障害等、不可抗力的な事由によって招来された場合
- 3．第 1 号または第 2 号に準ずる事由であって、施行令が定める場合

第 1 項の規定による事故において、次の各号の 1 に該当する場合には、利用者に故意・過失があるものとみなされる。

- 1．利用者が身分情報またはアクセス装置を他人に露出した場合
- 2．利用者が他人にアクセス装置の使用を委任または許容した場合
- 3．利用者が電子的装置または仲介決済システムの故障または障害を知っていた場合

第 1 項の規定により損害賠償を請求することができる権利は、利用者が損害発生の原因となった事実を知った日から 6 月、その事実が発生した日から 3 年が経過すると消滅する。

金融機関・電子金融業者は、第 1 項および第 2 項の規定による責任を履行するために、保険または共済に加入し、または準備金を積立するなど、必要な措置をとらなければならない。

**第 9 条（アクセス装置の紛失・盗難責任）** 金融機関・電子金融業者は、利用者からアクセス装置の紛失・盗難等の通知を受けたときは、そのときから第三者による当該アクセス装置の使用により利用者に発生した損害に対し責任を負う。

第 1 項の規定にもかかわらず、電子マネーカード、前払電子支払手段の紛失・盗難に関しては、利用者と金融機関・電子金融業者との間で別に約定することができる。

金融機関・電子金融業者は、第 2 項の約定に関する事項を約款に明記しなければならない。

**第 10 条（電子金融補助業者の地位）** 電子金融補助業者は、金融機関・電子金融業者の履行補助者とみなす。

金融機関・電子金融業者は、電子金融補助業者の故意・過失により利用者に損害賠償責任を負うことになった場合には、当該電子金融補助業者に求償権を行使することができる。

利用者は、金融機関・電子金融業者に対し行う各種の通知を、利用者と金融機関・電子金融業者との約定により、電子金融補助業者に対し行うことができる。

**第 11 条（電子債権管理機関の地位）** 第 31 条第 4 項の規定により電子債権の登録業務を営為する機関（以下「電子債権管理機関」という）は、本章の規定を適用するにあたっては、電子金融補助業者とみなす。

## 第 2 節 電子支払取引

**第 12 条（電子支払取引契約の効力）** 金融機関・電子金融業者は、利用者と電子支払取引のために締結した契約（以下「電子支払取引契約」という）により、直接または他の機関を経由して取引指示された金額を伝送する義務を負担する。

金融機関・電子金融業者は、第 1 項の契約による資金の移動を完了することができなくなったときは、電子支払取引のために受領した資金を支払人に返還しなければならない。ただし、支払人の過失により取引を完了することができなかったときは、その伝送のために支出した費用を控除した後、支払人にこれを返還することができる。



**第 13 条 (支払の効力発生時期)** 電子支払手段による支払の効力は、次の各号に定めた時に生じる。

1. 電子資金振替の場合には、受取人の金融機関・電子金融業者の電算口座原帳に入金記録が完了された時
2. 現金出金の場合には、受取人に現金が支払われた時
3. 電子マネーおよび前払電子支払手段の場合には、取引指示された金額の情報が受取人の電子的装置または受取人がアクセスすることができる電子的装置に到達した時
4. その他の電子支払手段の場合には、支払情報が受取人の金融機関・電子金融業者の電子的装置に入力完了された時

**第 14 条 (取引指示の撤回)** 利用者は、第 13 条の規定により支払の効力が発生するまでには取引指示を撤回することができる。

第 1 項の規定にもかかわらず、金融機関・電子金融業者と利用者は、約定により撤回可能時期を早くし、またはその撤回可能性を排除することができる。

金融機関・電子金融業者は、第 1 項の取引指示の撤回方法および手続と第 2 項の約定に関する事項を約款に明記しなければならない。

**第 15 条 (取立振替の出金授權)** 金融機関・電子金融業者が取立振替を実行するためには、施行令の定めるところにより、支払人から出金授權を得なければならない。

支払人は、受取人の取引指示により支払人の電算口座原帳に出金記録が完了されるまでは、金融機関・電子金融業者に出金授權の撤回を要請することができる。ただし、金融機関・電子金融業者は、支払人との約定により撤回可能時期を別に定めることができる。

金融機関・電子金融業者は、第 2 項の規定による出金授權の撤回方法および手続と約定に関する事項を約款に明記しなければならない。

**第 16 条 (電子マネーの発行・使用および換金)** 電子マネーを発行する金融機関・電子金融業者(以下「電子マネー発行者」という)は、現金または預金と交換して電子マネーを発行し、電子マネー保有者が占有して使用するようし、または電子マネー保有者が電子的装置を通じて使用することができるよう発行された電子マネーを保管することができる。

電子マネー発行者は、電子マネー保有者の要請により電子マネーを現金または預金等に換金する義務を負担する。

第 2 項の規定による換金方法は、施行令で定める。

**第 17 条 (電子マネーによる支払の効力)** 電子マネー保有者が商品または役務を購入しその代金を受取人との合意により電子マネーで支払した場合、当該支払債務は弁済されたもの

とみなされる。ただし、支払人が偽造または変造された、またはその他の瑕疵ある電子マネーを交付した場合には、この限りでない。

**第 18 条（電子マネーの譲渡性）** 電子マネー保有者は、施行令の定めるところにより、電子マネーを他人に譲渡しまたは担保に提供することができる。

**第 19 条（前払電子支払手段の償還）** 前払電子支払手段を発行した金融機関・電子金融業者は、約款の定めたところにより前払電子支払手段の権利者が充電した残額の償還を請求した場合には、その金額を支払わなければならない。

第 1 項の償還と関連した約款には、次の各号のいずれかの場合においては、記録された残額の全部を支払うという内容が含まなければならない。

1. 天災地変等の事由により加盟店が商品または役務を提供することが困難になって、前払電子支払手段の利用者がこれを使用することができなくなった場合
2. 前払電子支払手段の欠陥により加盟店が商品または役務を提供することができない場合
3. 前払電子支払手段に記録された残額が一定の比率以下の場合（この場合、一定の比率を 10%未満に定めることはできない）

### 第 3 節 電子債権取引

**第 20 条（電子債権譲渡の方法）** 債権者が電子債権管理機関に登録した電子債権は、金融機関以外の者に譲渡することができない。

第 1 項の規定により登録した電子債権の譲渡は、その譲渡事実を電子債権管理機関に登録することによってその効力が生ずる。

**第 21 条（電子債権譲渡の対抗要件）** 第 20 条第 2 項により電子債権管理機関に登録した電子債権の譲渡は、次の各号の要件をすべて満たしたときに、民法第 450 条第 1 項の規定による対抗要件<sup>56</sup>を満たしたものとみなされる。

1. 譲渡人の債権譲渡通知または債務者の承諾が「電子署名法」による公認電子署名をした電子文書により行われること
2. 第 1 号の規定による通知または承諾が記載された電子文書が電子債権管理機関に登録されること

第 1 項および第 2 項の規定による債権譲渡通知または承諾が記載された電子文書に電

---

<sup>56</sup> 「指名債権の譲渡は、譲渡人が債務者に通知しまたは債務者が承諾しないと、債務者その他の第三者に対抗することができない。」

子署名法第 20 条による時点確認<sup>57</sup>がある場合には、第 1 項第 1 号および第 2 号の要件をすべて満たしたときに、民法第 450 条第 2 項の規定による対抗要件<sup>58</sup>を満たしたものとみなされる。

### 第 3 章 電子金融取引の安全性確保および利用者保護

**第 22 条（安全性確保義務）** 金融機関、電子金融業者、電子金融補助業者、電子債権管理機関（以下「金融機関等」という）は、電子金融取引の安全性および信頼性を確保するために必要な専門人力、設備等を備えなければならず、電子金融取引を処理するにあたって善良な管理者の注意を果たさなければならない。

金融機関等は、電子金融業務および情報技術部門の安全性と健全性を確保するために金融監督委員会が定める基準を遵守しなければならない。

金融監督委員会は、電子金融取引の安全性・信頼性確保のために金融機関等の認証方法に対し必要な措置をとることができる。

**第 23 条（電子金融取引記録の作成および保存）** 金融機関等は、電子金融取引を追跡・検索し誤謬発生の場合にこれを確認・訂正することができる記録を作成しなければならない。

金融機関等は、電子金融取引の記録を 5 年間保存しなければならない。

第 2 項の規定により金融機関等が保存すべき記録の種類と方法は、施行令で定める。

**第 24 条（電子支払手段の発行・利用限度）** 金融監督委員会は、施行令の定めるところにより、次の各号に規定された限度を設定し、または必要な措置をとることができる。

- 1．デビットカードの 1 回または 1 日利用限度
- 2．電子マネーの 1 回または 1 日充電金額および発行券面額の最高限度
- 3．前払電子支払手段の 1 回または 1 日充電金額および発行券面額の最高限度

**第 25 条（取引手数料）** 金融機関・電子金融業者は、取引手数料を利用者の口座から引き落とし、または利用者から直接現金でもらうことができる。

金融機関・電子金融業者が取引手数料を変更しようとするときは、施行令の定めるところにより、その変更前一定期間のあいだ、変更の事由および内容を営業店に掲示し、同時にコンピュータ通信その他掲示可能な電子的方法によっても掲示しなければならない。

---

<sup>57</sup> 「公認認証機関は、加入者または公認認証書を利用する者（以下「利用者」という）の申請がある場合には、電子文書が当該公認認証機関に提示された時点を電子署名して確認することができる。」

<sup>58</sup> 「450 条第 1 項の通知または承諾は、確定日付ある証書によらなければ債務者以外の第三者に対抗することができない。」

**第 26 条（約款の制定および変更）** 金融機関・電子金融業者が電子金融取引に関する約款を制定または変更するときは、予め金融監督委員会に報告しなければならない。ただし、利用者の権益または義務に不利な影響のない場合であって、金融監督委員会が定める場合においては、約款の制定または変更後 10 日以内に金融監督委員会に報告することができる。

金融監督委員会は、健全な電子金融取引秩序を維持するため必要な場合、金融機関・電子金融業者に対し、第 1 項の規定による約款の変更を勧告することができる。

金融監督委員会は、第 1 項の規定による約款の制定または変更に関する報告の時期・手続およびその他必要な事項を定めることができる。

**第 27 条（約款の明示・説明等）** 金融機関・電子金融業者は、利用者と電子金融取引契約を締結するにあたって、電子金融取引に関する約款を明示し、利用者の要請がある場合においては、施行規則（財政経済部令）の定める方法によりその内容を説明しなければならない。ただし、書面により電子金融取引契約を締結するときは、「約款の規制に関する法律」第 3 条の規定を適用する。

金融機関・電子金融業者は、電子金融取引に関する約款を変更しようとするときは、施行規則の定める方法により、変更約款の施行日 1 ヶ月前にこれを掲示し、利用者に通知しなければならない。ただし、法令の改正または制度の改善等により緊急に約款を変更するときは、即時これを掲示し利用者に通知しなければならない。

**第 28 条（利用強制等の禁止）** 金融機関・電子金融業者は、電子金融取引の利用を強制し、または信用拡大等を条件に電子金融取引契約の締結を強要してはならない。

金融機関・電子金融業者は、利用者に対し電子金融取引に関する権利の放棄または金融機関・電子金融業者の不当な免責を強要してはならない。

**第 29 条（電子金融取引情報の提供等）** 電子金融取引と関連して、業務上次の各号のいずれかに該当する事項を知るようになった者は、利用者の同意なしにこれを他人に提供することができない。ただし、「金融実名取引および秘密保障に関する法律」第 4 条第 1 項但書きの規定による場合<sup>59</sup>には例外とする。

---

<sup>59</sup> 次の各号のいずれかに該当する場合であって、その使用目的に必要な最小限の範囲内で取引情報などを提供し、その提供を要求する場合

1. 裁判所の提出命令または裁判官が発した令状による取引情報等の提供
2. 租税に関する法律により提出義務がある課税資料などの提供と、所管官署の長が相続・贈与財産の確認、租税脱漏の嫌疑を認定するに明白な資料の確認、滞納者の財産照会、国税徴収法第 14 条第 1 項各号の 1 に該当する事由であって、租税に関する法律による質問・調査のために必要とされる取引情報等の提供
3. 国政監査および調査に関する法律による国政調査に必要な資料であって、該当調査委員会の議決による金融監督院長および預金保険公社社長の取引情報等の提供
4. 財政経済部長官、金融監督委員会（証券・先物市場の不正取引調査の場合には、証券先物委員会をいう）、金融監督院長および預金保険公社社長が金融機関に対する監督・検査のために必要とされる取引情報等の提供であって、次の各目の 1 に該当する場合と、第 3 号の規定により該当調査委員会に提供するため

1. 利用者の身分に関する事項
2. 利用者の口座・アクセス装置および取引実績に関する事項
3. その他利用者の電子金融取引情報に関する事項

**第 30 条（異議提議と紛争処理）** 金融機関・電子金融業者は、電子金融取引と関連して利用者が提起する正当な意見または不満を反映し利用者が電子金融取引において被った損害を賠償するための手続を設け、これを電子金融取引契約の締結の際、明示しなければならない。

利用者は、電子金融取引の処理に関し異議があるときにおいては、金融機関・電子金融業者が定めた手続によりその解決を要求し、または金融監督院の金融紛争調停委員会、消費者保護院の消費者紛争調停委員会、電子取引基本法による電子取引紛争調停委員会等を通じて紛争調停を申請することができる。

#### 第 4 章 電子金融業の認可・登録および業務

**第 31 条（電子金融業の認可・登録）** 電子マネーの発行および管理業務を遂行しようとする者は、金融監督委員会の認可を受けなければならない。ただし、銀行法による金融機関その他施行令の定める金融機関は、本項の規定による認可を受けたものとみなす。

金融機関以外の者であって、次の各号の業務を営めようとする者は、金融監督委員会に登録しなければならない。

1. 電子資金振替業務
2. デビットカードの発行および管理
3. 前払電子支払手段の発行および管理
4. 電子支払決済代行業務
4. その他施行令の定める電子金融業務

第 2 項の規定にもかかわらず、次の各号に該当する前払電子支払手段を発行しようとする者は、金融監督委員会に登録をしないことができる。

1. 施行令の定める基準以下の地域または加盟店においてだけ使用される場合

---

の場合

- ア. 内部者取引および不公正取引行為等の調査に必要な場合
- イ. 顧客預金横領・無資源入金起票後現金引落しなど金融事故の摘出に必要な場合
- ウ. 拘束性預金の受入・小切手先発行など健全な取引行為の調査に必要な場合
- エ. 金融実名取引の違反と簿外取引・出資者貸出・同一人限度超過など法令違反行為の調査に必要な場合
- オ. 預金者保護法による預金保険業務および金融産業の構造改善に関する法律により預金保険公社社長が預金者表の作成業務を遂行するために必要な場合
5. 同一の金融機関の内部または金融機関相互間に業務上必要な取引情報などの提供
6. その他法律により不特定多数人に義務的に公開しなければならないものであって、当該法律による取引情報などの提供

2. 総発行残高が施行令の定める金額以下の場合

電子債権の登録および管理業務を営為しようとする者は、金融監督委員会に登録しなければならない。

金融監督委員会は、第1項の規定による認可に条件を付けることができる。

**第32条(最小資本金)** 第31条第1項の規定により認可を受けようとする者は株式会社とし、資本金と自己資本(資本金と積立金およびその他余剰金の合計額をいう。以下同じ)が各々50億ウォン以上でなければならない。

第31条第2項および第4項の規定により登録することができる者は、商法第170条において定めた会社<sup>60</sup>または民法第32条において定めた法人<sup>61</sup>とし、資本金と自己資本または基本財産が各々5億ウォン以上であって、業務の種類別に施行令の定める金額以上でなければならない。

**第33条(電子金融業者の該当如何の決定等)** 電子金融業務を提供しようとする事業者が、電子金融業者、電子金融補助業者または電子債権管理機関に該当するかの如何は、施行令の定めるところにより、金融監督委員会が決定する。

金融監督委員会は、第1項の規定による決定の基準を予め公表しなければならない。

金融監督委員会は、第1項の規定による決定のため必要なときは、当該事業者に資料提出を要求することができる。

**第34条(認可・登録の要件)** 第31条の規定により認可を受けまたは登録をしようとするときは、次の各号の要件を満たさなければならない。

1. 第32条の規定による資本金と自己資本または基本財産を保有すること
2. 取引者の保護が可能で営為しようとする業務を遂行するに十分な専門人力と電算設備など物的施設を備えていること
3. 施行令の定める財務健全性の基準を満たすこと
4. 事業計画が妥当かつ健全であること(認可の場合に限る)
5. 施行令の定める主要出資者が十分な出資能力、健全な財務状態および社会的信用をもっていること(認可の場合に限る)

第1項の規定による認可・登録の細部要件に関して必要な事項は、施行令で定める。

**第35条(認可・登録の欠格事由)** 次の各号の1に該当する者は、第31条の規定による認可を受けることまたは登録をすることができない。

1. 第37条または第50条第2項および第3項の規定による登録・認可の抹消または取

---

<sup>60</sup> 合名会社、合資会社、株式会社、有限会社

<sup>61</sup> 非営利法人

消があった日から 3 年が経過していない法人、および、その抹消または取消の当時に当該法人の大株主（施行令の定める出資者をいう。以下同じ）であった者であって、その抹消または取消があった日から 3 年が経過していない者

2. 「会社整理法」による整理手続中にある会社およびその会社の大株主
3. 「信用情報の利用および保護に関する法律」第 2 条第 7 号の規定による信用不良者であって、施行令の定める者
4. 認可および登録申請日を基準として最近 3 年間施行令の定める金融関係法令等を違反して罰金刑以上の処罰を受けた事実がある者
5. 第 1 号ないし第 4 号に該当する者が大株主である法人

**第 36 条（認可・登録の実施および公告）** 第 31 条の規定により認可を受けまたは登録をしようとする者は、施行令の定めるところにより、申請書を金融監督委員会に提出しなければならない。

金融監督委員会は、第 1 項の規定により申請書を受付した場合には、施行令の定めるところにより、認可如何または登録如何を通報するものとする。

金融監督委員会は、次の各号の 1 に該当するときは、遅滞なくその内容を官報に公告し、コンピュータ通信等を利用して一般人に知らせるものとする。

1. 第 31 条の規定により認可または登録をしたとき
2. 第 37 条第 2 項の規定により登録を抹消したとき
3. 第 50 条の規定により業務停止を命じ、または認可もしくは登録を取消したとき

**第 37 条（申請による登録の抹消）** 第 31 条第 2 項および第 4 項の規定により登録をした者は、施行令の定めるところにより、その登録を抹消することができる。

金融監督委員会は、第 1 項の規定による申請がある場合には、遅滞なくその登録を抹消する。

**第 38 条（兼業制限）** 第 31 条第 1 項の規定により認可を受けた電子金融業者は、次の各号の業務以外に他の業務を営為することができない。

1. 第 31 条第 1 項の規定による業務
2. 第 31 条第 2 項各号の業務（金融監督委員会に登録した場合に限る）
3. 認可を受けたまたは登録した業務の目的達成のため必要な業務であって、施行令の定める業務

第 1 項の規定にもかかわらず、電子金融業者が次の各号の 1 を満たした場合には、第 1 項の定めた業務以外に他の業務を営為することができる。

1. 電子マネーの未償還残高の全部に対し、施行令の定める金融機関から支給保証を受けまたは償還保証保険に加入した場合

2. 電子マネーを発行しその代価として受けた資産に対し、その他の業務の遂行と関連する資産と区分して管理する場合（施行令の定める方法による場合に限る）

**第 39 条（信用供与の禁止等）** 電子金融業者は、第 31 条第 1 項および第 2 項各号の業務と関連しては、利用者に貸出等信用を提供することができない。

電子金融業者は、金利支給を保障する受信行為をすることができない。

**第 40 条（電子マネー発行者の支払準備金等）** 電子マネー発行者は、金融通貨委員会が定める最低率以上の支払準備金および支払準備資産を保有しなければならない。

第 1 項の規定による支払準備金および支払準備資産には、韓国銀行法第 55 条ないし第 63 条を準用する。

本条の規定は、「与信専門金融業法」第 52 条の規定に優先して適用する。

**第 41 条（前払電子支払手段の発行者の供託）** 金融監督委員会は、前払電子支払手段を発行した金融機関・電子金融業者（以下「前払電子支払手段の発行者」という）に、前払電子支払手段総発行残高の 100 分の 10 の範囲内で施行令の定める金額を供託することを命じることができる。

第 1 項の規定による供託は、前払電子支払手段の発行者の本店または主たる事務所の所在地においてする。

第 1 項の規定による供託命令を受けた者がこれを履行したときは、遅滞なくその事実を金融監督委員会に申告しなければならない。

第 1 項の規定により供託をした前払電子支払手段の発行者は、金融監督委員会の承認を得て供託物の還付を受けることができる。

第 1 項の規定による供託物の種類、供託の時期その他供託に関して必要な事項は施行規則で定める。

**第 42 条（供託物の配当等）** 金融監督委員会は、第 41 条の規定により供託をした前払電子支払手段の発行者が、前払電子支払手段によって商品または役務を提供した加盟店に支払うべき前払電子支払手段の代金および未償還前払電子支払手段の残高を償還することができなくなったときは、当該前払電子支払手段の発行者が供託した供託物の還付を受けて当該加盟店および未償還前払電子支払手段の所持者（以下「未償還債権者」という）に配当を実行する者（以下「権利実行者」という）を指定し、施行規則の定めるところにより、これを公告する。

第 1 項の権利実行者になることができる者は、施行令で定める。

未償還債権者は、権利実行者宛てに、償還されていない金額を申し出て配当を受けることができる。



権利実行者は、施行規則の定めるところにより、第 3 項の規定による申出の期間・方法および場所を公告する。

権利実行者は、他の債権に優先して、第 3 項の規定により申出を受けた金額の合計額と所要費用を合算した総額の範囲内において、金融監督委員会の承認を得て供託物の還付を受けることができる。

権利実行者は、還付を受けた供託物を、金融監督委員会が定める方法および手続により未償還債権者に配当する。

第 41 条の規定により供託をした金融機関・電子金融業者は、第 1 項ないし第 6 項の規定による配当の手続が完了されるまでは、当該供託物の還付を受けることができない。

**第 43 条（類似名称の使用禁止）** 第 31 条第 1 項の規定により認可を受けていない者は、その商号中に電子マネーという文字を使用してはならない。

第 2 条第 15 号の規定による電子マネーでない類似物には、電子マネーという名称を使用してはならない。

**第 44 条（与信専門金融業法規定の準用）** デビットカード・電子マネー・前払電子支払手段による取引において、加盟店の募集、加盟店に対する責任、取引条件の周知義務、加盟店でない者の取引および加盟店契約の解約義務には、与信専門金融業法第 16 条の 2、第 17 条、第 18 条、第 20 条第 2 項および第 21 条の規定を各々準用する。

## 第 5 章 電子金融業等の監督

**第 45 条（金融機関・電子金融業者の監督）** 金融監督委員会は、金融機関・電子金融業者・電子債権管理機関に対し、本法または本法による命令の遵守如何を監督する。

金融監督委員会は、第 1 項の規定による監督のために必要な場合においては、金融機関・電子金融業者・電子債権管理機関に対しその業務および財務状態に関する報告をさせ、または当該機関の業務を検査することができる。

金融監督委員会は、第 2 項の規定による報告または検査の結果、本法または本法による命令に違反した事実があり、または経営の安全性および健全性を大いに害する恐れがあると認められる場合には、関連業務の停止等その是正に必要な命令をすることができる。

**第 46 条（電子金融補助業者の監督）** 金融機関・電子金融業者は、電子金融取引と関連して電子金融補助業者と提携または外部委託業務に関する契約を締結しもしくはこれを変更する場合、または当該電子金融補助業者がまた他の事業者と提携または外部委託に関する契約を締結しもしくは変更する場合において、金融監督委員会が定めた基準を遵守しているかの如何を金融監督委員会に予め報告し、関連約定書を金融監督委員会に提出しなければ

ばならない。

金融監督委員会は、第 1 項の規定により提出した約定書が、金融機関・電子金融業者の経営の健全性および利用者の権益を侵害するものであると認められる場合には、当該金融機関・電子金融業者に対し関連約定書の是正または補完を指示することができる。

金融監督委員会は、第 1 項の規定による報告の結果、本法または本法による命令ならびに金融監督委員会の定めた基準を違反した事実があるときは、金融機関・電子金融業者に対しその是正に必要な命令をすることができる。

金融監督院長は、第 1 項の規定による提携または外部委託業務と関連して、金融機関・電子金融業者に対する検査をするにあたって必要であると認めるときは、当該電子金融補助業者に対し検査を要求することができる。

**第 47 条（韓国銀行の検査要求等）** 韓国銀行は、金融通貨委員会が電子支払取引と関連して通貨信用政策の遂行および支払決済制度の健全性確保のため必要であると認める場合、金融機関・電子金融業者・電子債権管理機関に資料の提出を要求することができ、金融監督委員会の措置に再議を要求し、または金融監督委員会に韓国銀行との共同検査を要求することができる。

第 1 項の実行のための方法および手続に関しては、「韓国銀行法」第 87 条ないし第 89 条の規定および「金融監督機構の設置等に関する法律」第 62 条および第 63 条の規定を準用する。

**第 48 条（会計処理の区分）** 電子金融業者は、資金運用と業務成果を分析することができるよう、認可を受けまたは登録をした業務別に他の業務と区分して計理しなければならない。

**第 49 条（電子金融取引の統計調査）** 韓国銀行は、電子金融取引の現況把握と効果的な通貨信用政策の樹立および施行のために、電子金融業および電子金融取引に関する統計調査をすることができる。

第 1 項の規定により統計資料の提出を求められた国家機関、金融機関等と電子金融取引関連法人・団体は、法令の遵守等正当な事由がない限り、これに協調しなければならない。

第 1 項の規定による統計調査の対象、方法および手続と関連して必要な事項は、施行令で定める。

**第 50 条（認可・登録の取消等）** 金融監督委員会は、金融機関等が次の各号の 1 に該当するときは、6 ヶ月の範囲内において期間を定め、関連業務の全部または一部の停止を命じることができる。

1 . 第 5 条第 1 項・第 3 項、第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項・第 3 項、第 19 条、第 24 条、

第 25 条第 2 項または第 26 条第 1 項の規定に違反したとき

2. 第 45 条第 3 項または第 46 条第 3 項・第 4 項の規定による金融監督委員会の命令に違反したまたは要求に応じないとき

金融監督委員会は、電子金融業者が次の各号の 1 に該当するときは、その認可または登録を取り消すことができる。

1. 詐偽その他の不正な方法により第 31 条の規定による認可を受けまたは登録をしたとき
2. 第 34 条第 2 項による要件を満たしていないとき
3. 第 35 条第 1 号ないし第 4 号に規定された者に該当したとき
4. 第 38 条第 1 項または第 39 条の規定に違反したとき
5. 第 1 項の規定による業務の停止命令に違反したとき
6. 正当な事由なしに 1 年以上継続して営業をしていないとき
7. 法人の合併・破産・営業の廃止等により事実上営業を終了したとき

電子金融業者等は、第 2 項の規定により認可または登録が取り消された場合においても、その処分前に行われた電子金融取引の支払および決済のための業務を継続して行うことができる。

**第 51 条（聴聞）** 金融監督委員会は、第 50 条第 2 項の規定により認可または登録を取り消そうとする場合には、聴聞を実施しなければならない。

**第 52 条（合併・解散・廃業の認可）** 第 31 条第 1 項の規定により認可を受けた電子金融業者が、次の各号の 1 に該当する行為をしようとするときは、施行令の定めるところにより、金融監督委員会の認可を受けなければならない。

1. 他の電子金融業者との合併
2. 解散または電子金融業の廃止
3. 営業の全部または一部の譲渡・譲受

金融監督委員会は、第 1 項の規定による認可に条件を付けることができる。

**第 53 条（課徴金処分）** 金融監督委員会は、電子マネーを発行する金融機関・電子金融業者が第 50 条第 1 項各号の 1 に該当するときは、施行令の定めるところにより、業務停止処分に代わり 5 千万ウォン以下の課徴金を賦課することができる。

第 1 項の規定による課徴金を賦課する違反行為の種別・程度等による課徴金の金額その他必要な事項は、施行令で定める。

金融監督委員会は、第 1 項ないし第 2 項の規定による課徴金が期限内に納付されないときは、国税滞納処分の例に従いこれを徴収する。

金融監督委員会は、施行令の定めるところにより、課徴金の徴収および滞納処分に関

する業務を国税庁長に委託することができる。

## 第 6 章 補則

**第 54 条（権限の委託）** 金融監督委員会は、本法による権限の一部を、施行令の定めるところにより、金融監督院長に委託することができる。

**第 55 条（相互主義）** 外国人または外国法人にも本法を適用する。ただし、大韓民国の国民または法人に対し本法に準ずる保護をしない国家の国民または法人に対しては、それに相応して本法または大韓民国が加入または締結した条約による保護を制限することができる。

## 第 7 章 罰則

**第 56 条（罰則）** 次の各号の 1 に該当する者は、7 年以下の懲役または 5 千万ウォン以下の罰金に処する。

- 1．アクセス装置を偽造・変造した者
- 2．偽造・変造されたアクセス装置を販売または使用した者
- 3．紛失・盗難されたアクセス装置を販売または使用した者
- 4．詐偽その他不正な方法で電子的装置または「情報通信網利用促進および情報保護等に関する法律」第 2 条第 1 項第 1 号の規定による情報通信網に侵入して、アクセス装置を獲得、毀損または変更し、またはこのように獲得、毀損もしくは変更されたアクセス装置を利用して電子金融取引をした者

電子マネーを偽造・変造した者には、刑法第 207 条ないし第 213 条の規定<sup>62</sup>を準用する。

第 29 条の規定に違反して電子金融取引の情報を提供した者は、5 年以下の懲役または 3 千万ウォン以下の罰金に処する。

次の各号の 1 に該当する者は、3 年以下の懲役または 2 千万ウォン以下の罰金に処する。

- 1．第 31 条第 1 項・第 2 項または第 4 項の規定により認可を受けまたは登録をせず、当該業務を営為した者
- 2．詐偽その他不正な方法で第 31 条第 1 項・第 2 項または第 4 項の規定による認可を受けまたは登録をした者

次の各号の 1 に該当する者は、1 年以下の懲役または 1 千万ウォン以下の罰金に処する。

- 1．第 5 条第 4 項の規定に違反してアクセス装置を譲渡・譲受またはこれに質権を設定した者
- 2．第 23 条第 2 項または第 28 条の規定に違反した者

---

<sup>62</sup> 通貨に関する罪

3. 第 43 条の規定に違反して電子マネーの名称を使用した者
4. 第 44 条の規定に違反して加盟店契約を解約していない者

第 1 項第 1 号および第 2 号の未遂犯は処罰する。

第 1 項ないし第 6 項の懲役刑と罰金刑はこれを併科することができる。

**第 57 条（両罰規定）** 法人の代表者または法人もしくは個人の代理人・使用人その他従業員が、その法人または個人の業務に関して第 56 条の規定に該当する行為をしたときは、その行為者を処罰する他、その法人または個人に対しても第 56 条の罰金刑を科する。

**第 58 条（過怠料）** 次の各号の 1 に該当する者は、1 千万ウォン以下の過怠料に処する。

1. 第 6 条第 2 項の規定に違反して取引明細書を交付していない者
2. 第 46 条第 1 項の規定に違反して報告をしていないか、または関連約定書を提出していない者
3. 第 48 条の規定に違反して会計処理の区分をしていない者

第 1 項の規定による過怠料は、施行令の定めるところにより、金融監督委員会が賦課・徴収する。

第 1 項の規定による過怠料処分に不服のある者は、その処分の告知を受けた日から 30 日以内に金融監督委員会に異議を提起することができる。

第 1 項の規定による過怠料処分を受けた者が第 3 項の規定により異議を提起したときは、金融監督委員会は、遅滞なく管轄裁判所にその事実を通報し、その通報を受けた管轄裁判所は、「非訟事件手続法」による過怠料の裁判をする。

第 3 項の規定による期間内に異議を提起せず、過怠料を納付していないときは、国税滞納処分の例に従いこれを徴収する。

## 付則

**第 1 条（施行日）** 本法は、公布後 3 ヶ月が経過した日より施行する。

**第 2 条（経過措置）** 本法の施行当時において電子マネーを発行および管理している者は、本法施行日より 3 ヶ月以内に第 31 条第 1 項の規定により認可を受けなければならない。

本法の施行当時において第 31 条第 2 項各号の業務を遂行している者は、本法施行日より 3 ヶ月以内に第 31 条第 2 項の規定により金融監督委員会に登録しなければならない。

本法の施行当時において電子債権管理機関の業務を営為している者は、本法施行日より 3 ヶ月以内に第 31 条第 4 項の規定により金融監督委員会に登録しなければならない。